

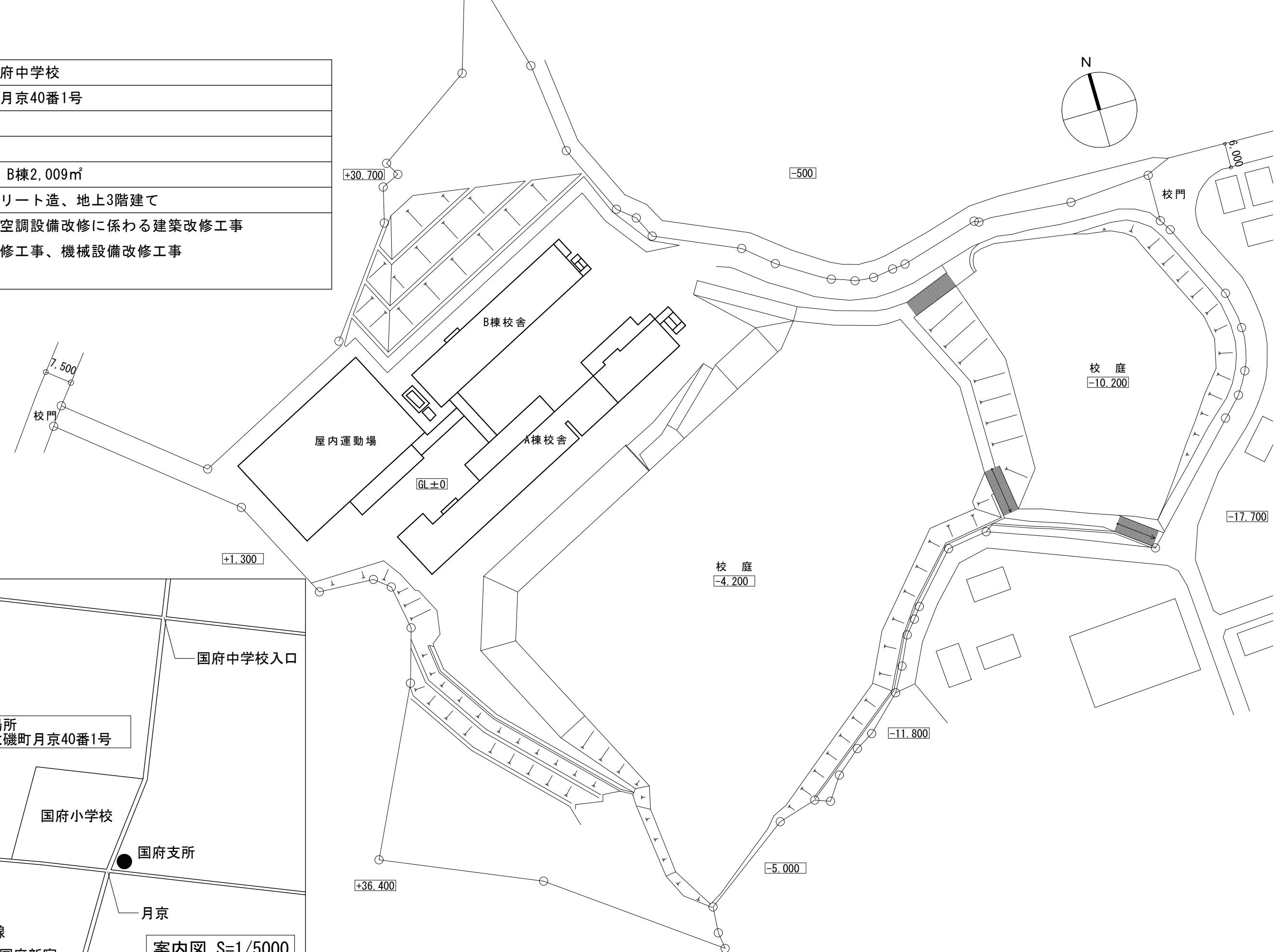
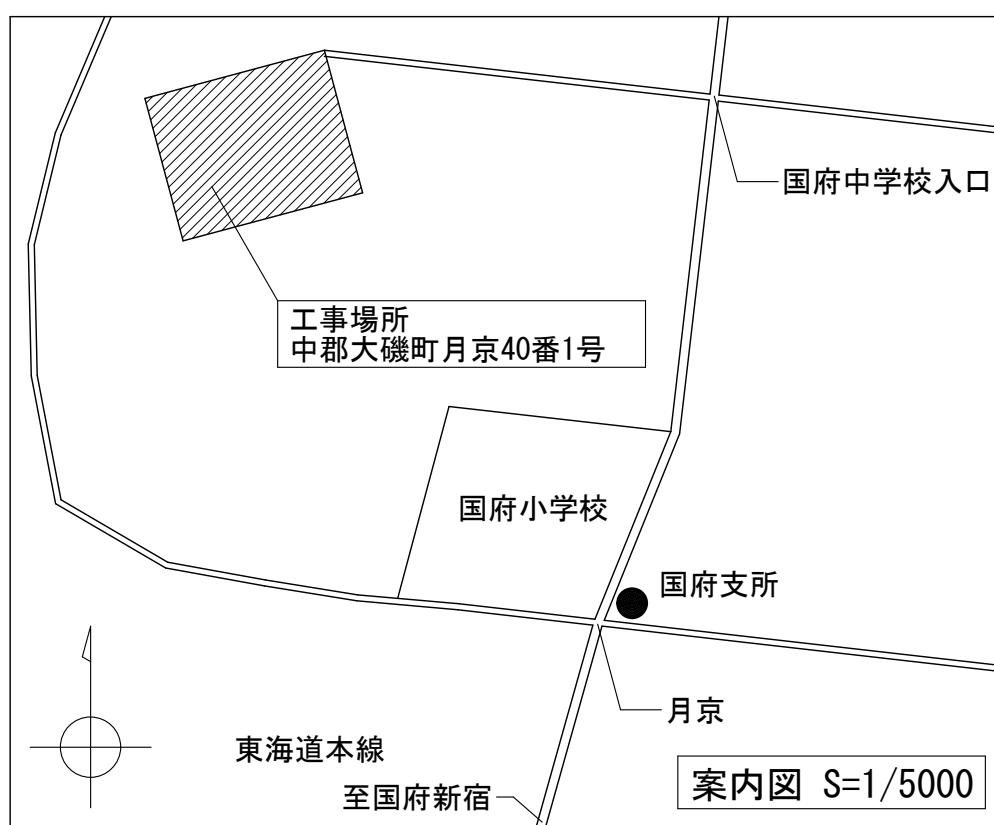
國府中學校特別教室等空調設備整備工事

I 建 築 改 修 工 事 仕 様			章	項 目	特 記 事 項	
1 質問回答書・現場説明書、特記仕様書及び図面に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築改修工事標準仕様書（最新版）」（以下「改修仕様」という。）、「公共建築工事標準仕様書（最新版）」（以下「標準仕様」という。）及び国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築物解体工事共通仕様書（最新版）」（以下「解体共通仕様」という。）による。			10 技術検査	⑨ 化学物質の濃度測定	工事完成前に、ホルムアルデヒド及び揮発性有機化合物の室内濃度の測定を行い、測定結果報告書を監督員に提出すること。（1.5.9） また、測定の結果が、厚生労働省が設定した化学物質の室内濃度の指針値を超えた場合は、監督員と協議すること。 1. 測定対象化学物質 2. 測定対象室①測定箇所数 11箇所 ※ 図示 3. 測定方法 1) 空気の採取 ※ 拡散方式（※ 測定バッヂ ② パッシブサンプラー ③ パッシブガスチューブ）・吸引方式 2) 測定・分析は、厚生労働省が室内空気中化学物質の濃度を測定するための標準的方法として示した以下の方法によつて行う。または、以下と相関の高い方法によつて行うこともできる。 ホルムアルデヒド 高速液体クロマトグラフ法 揮発性有機化合物 ガスクロマトグラフィー質量分析法	
2 特記事項				10 技術検査	工事施工途上における技術検査（「中間検査」）は下表を原則とし、監督職員と協議すること。 工事写真等を電子データにより検査する際に必要となる機器の準備及び操作は受注者が行う。 1) 新営工事 構 造 檢 查 工 程 ※延べ面積が500m ² を超えるもの 1. 軸組完了時	
3) 特記事項欄の行末に記載の（ ）内表示番号は、木標仕の該当事項又は該当表を示す。				10 技術検査	2) 改修工事 ・ 車体の改修及び補修が工事に含まれ、仕上げ工事により品質の確認が困難と予想される場合は、改修・補修工法の施工完了時に行う。 ・ 屋根等の主要な工事部分について、工事施工中の仮設足場がなければ確認困難と予想される場合は、仮設足場撤去前に新営工事に準じて行う。 ・ 施工者が認めた工程（別途指示による） 1. 受注者は、下請負に付する場合には、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。 1) 受注者が、工事の施工につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。 2) 下請負者が大工事の工事指名競争参加資格者である場合には、指名停止期間中でないこと。 3) 下請負者は、当該下請負工事の施工能力を有すること。 2. 受注者は、工事を下請負に付する場合には、可能な限り地元建設業者を使用することとする。 1. 施工体制台帳及び施工体系図 本工事を施工するために下請負契約を締結したものは、下請負業者と契約締結後全ての下請契約を2週間以内に監督員に一部を提出する。また、施工体制台帳及び施工体系図は工事現場に備えるものとし、現場表示も併せて行うものとする。 2. 主要機器資材メーカー報告書 本工事において使用する主要機器資材メーカー報告書1通を監督員に提出し、通知する。 3. 技能士報告書 本特記仕様第1章第6項で技能士が適用された場合は、報告書1通を監督員に提出し通知する。 4. 再生資源利用計画書（実施書）、再生資源利用促進計画書（実施書） 工事完了後「建設副産物情報交換システム」（COBRIS入力システム）により、入力したデータを提出する。 なお、データの提出が困難な場合は、監督職員の承諾を得た上で、紙による提出とする。 5. 施工計画書（監督職員の承諾を受けたもの） 工事期間中に提出した施工計画書をとりまとめ、完成時に成果品の一部として監督職員へ提出する。提出方法については監督職員の指示による。 1) 工事の一時中止 契約書第20条の規定により工事の一時中止の通知を受けた場合は、中止期間中における工事現場の管理に関する計画 「基本計画書」を発注者に提出し、承諾を受けるものとする。 なお、基本計画書には、中止時点における工事の出来形、職員の体制、労働者数、搬入材料及び建設機械器具等の確認に 関することと、中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に關すること及び工事現場の維持・管理に關する基本的事項を明らかにする。 2) 工事の施工を一時中止する場合は、工事の続行に備え工事現場を保全すること。	
4) 材料の品質等				10 技術検査	14) 完成時の提出図書等 提出図書等 部数 備考 (1.7.1~3) 完成写真（改修工事の場合は着工前を左、完成写真を右にしたもの） ※2部 工事写真 完成図 ※ 二つ折り製本 ※1部 ※ A4判二つ折り製本 ※2部 ・ 壓表紙製本（折りたたみ→A4） ※1部 ※ JWCAD形式、及びPDF形式 ※1部 CD-Rにて提出 ※ 原図 ※1部 施工計画書（工事期間中に監督職員の承諾を受けたものをとりまとめたもの） ※1部 承認図 ※1部 保全に関する資料（標仕（1.7.3）(a)に示す内容） ※1部 関係部署に1部 工事関係資料 ※1部 その他監督職員が指示する書類 ※1部 監督職員の指示による	
5) 技能士				10 技術検査	15) 設備工事との取り合い 施工範囲 ・ 図示された貫通孔・開口部の型枠及び補強筋 ・ 図示された壁・天井の仕上材及び下地材の切込み並びに下地材の補強 ・ 駆動装置が電動による建具の2次配線及び操作スイッチ ・ 自動閉鎖装置取付け箇所の切込み及び補強 施工図 ※ 設備機器の位置、取合い等の検討できる施工図を提出して、監督職員の承諾を受ける。	
6) 特別な材料の工法				10 技術検査	16) 設計GL ※ 図示 現状平均地盤高 監督員の指示による	
7) 施工中の環境保全等				10 技術検査	木標仕に記載されていない特別な材料の工法は、材料製造所の指定する工法とする。 施工に使用する建設機械は、低騒音型・低振動型及び排ガス対策型建設機械とすること。	

章	項目	特記事項	章	項目	特記事項	
2 仮 設 工 事	① 仮囲い	仮囲いの位置及び延長は図示による。 ・ガードフェンス (H=1800) ・波形鉄板 (H=) ・単管シート (H=) ・キヤステーキ (H= , W=) × 箕所 ※ 配置する ※ 設置する	4 環 境 配 慮 改 修 工 事	① 一般事項	石綿等の取扱については、石綿障害予防規則(平成17年2月24日厚生労働省令第21号)(以下、「石綿則」という。)を遵守すること。 施工調査 ・行わない。 ※ 行う (調査結果は図面等に記録し、監督職員に提出すること。調査の結果、設計図書と異なる場合は監督職員と協議する。) 調査箇所 ※ 図示 調査事項 ※ 石綿含有建材等の使用部位 ※ 石綿含有建材等の種類、厚さ ※ 施工範囲と工事範囲区分 ※ 廃棄物などの搬出方法 ・ 石綿含有分析 ① 行わない ・行う (分析結果は監督職員に提出する。) 分析方法 ※ JIS A 1481「建材製品中のアスベスト含有測定法」による。 石綿粉じん濃度測定 ・行わない。	
	② 交通誘導員			② 除去工事共通事項	専門工事業者 石綿含有建材の除去を直接行う専門業者については、工事に相応した技術を有することを証明する書類を監督員に提出する。 作業主任者の選出 石綿作業主任技能講習又は平成18年3月以前の特定化学物質等作業主任者技能講習を終了したものから、「石綿作業主任者」を選任しなければならない。 除去作業者の教育 作業者は、就業時に石綿則に基づく教育を受けた者とする。また、一般健康診断、石綿健康診断及びじん肺健康診断を受診した者とし、肺機能に異常のない者とする。 特別管理産業廃棄物管理責任者の選出 排出業者は、特別管理産業廃棄物管理責任者の資格を有するものを配置しなければならない。	
	③ 工事表示板			③ 石綿含有成形板の処理	石綿含有成形板の除去工事 ・行う (適用範囲・図示) ・行わない	
	④ 足場その他	内部足場 ※ 脚立、足場板等 防護シート① 設ける・設けない 材料の運搬 A種 B種 C種 D種 E種 <表2.2.2>		養生 ※ 作業場は、養生シート等を用いて区画する。	<9.1.1>	
	⑤ 養生	足場を設ける場合は、「手すり先行工法等に関するガイドライン(厚生労働省)」によるものとし、設置については「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」及び「働きやすい安心感のある足場に関する基準」によること。 家具の移動 行う(図示) ① 行わない 既存ブラインド・カーテン等の養生及び保管 行う 行わない		除去工法 ※ 作業場は、散水等により湿润化し、手荒らしによること。 ※ やむを得ず破壊しなければならない場合には、十分に湿润化した状態で行うこと。 ※ 除去物については、粉じんの飛散防止に努め、特に破碎された石綿含有成形板については、湿润化の上、丈夫なプラスチック袋に入れる等の飛散防止措置を講ずること。	<9.1.1>	
	6 仮設間仕切り	・設ける(図示) A種 B種 ※ C種 <2.3.2><表2.3.1>		その他	石綿含有材除去について 石綿含有する吹付材及び塗装材の面に設備用のアンカー等を設置する場合 粉じん飛散抑制剤を吹付し該当部を除去し粉じん飛散抑制剤を吹付すること。 除去物については、粉じんの飛散防止に努め、丈夫なプラスチック袋に入れる等の飛散防止措置を講ずること。	<9.1.2>
	7 監督職員事務所	※ 設けない(請負者事務所に打合せ会議室を確保する)・設ける(規模 m ² 程度 請負者事務所と同様 可 否) <2.4.1>				<9.1.2>
	⑧ 工事用水	構内既存の施設 ① 利用できる(※有償・無償) ※ 利用できない				<9.1.2>
	⑨ 工事用電力	構内既存の施設 ① 利用できる(※有償・無償) ※ 利用できない				<9.1.2>
	⑩ 工事用通路	※ 指定しない 指定する(図示)				<9.1.5>
	11 その他の仮設					<9.1.5>
3 内 装 改 修 工 事	改修範囲	既存壁の撤去に伴う当該壁の取合う天井、壁、床の改修範囲 ※ 壁厚程度とし、既存仕上げに準じた仕上げを行う。 ・図示の範囲 天井内の既存壁の撤去に伴う当該壁の取合う天井の改修範囲 ※ 壁面より両側600mm程度とし、既存仕上げに準じた仕上げを行う。 ・図示の範囲 天井の撤去に伴う取合部の壁面の改修 ※ 既存のまま ・図示の範囲	4 環 境 配 慮 改 修 工 事	④ その他	石綿含有材除去について 石綿含有する吹付材及び塗装材の面に設備用のアンカー等を設置する場合 粉じん飛散抑制剤を吹付し該当部を除去し粉じん飛散抑制剤を吹付すること。 除去物については、粉じんの飛散防止に努め、丈夫なプラスチック袋に入れる等の飛散防止措置を講ずること。	<9.1.5>
	1 石こうボードその他ボード張り	<6.13.2~3><表6.13.1><表6.13.5>				
		種類又は記号 種別など 厚さ (mm) 規格番号 けい酸カルシウム板(繊維強化セメント板)0.8FK又は1.0FK ガラスクロス(JIS A 3414 EP18程度) 額縁張り品				
		壁 6(不燃) 10(不燃) 12(不燃) 天井 6(不燃) 12(不燃)				
		グラスウール吸音ボード(吸音材料) GW-B ガラスクロス(JIS A 3414 EP18程度)				
		ロックウール化粧吸音板(吸音材料) DR ※ 内部用 ・軒天用				
		普通 9(不燃) 12(不燃) 立体模様 12(不燃) 15(不燃) 19(不燃)				
		せっこうボード(せっこうボード製品) GB-R 壁 9.5(準不燃) 12.5(不燃) 15(不燃) 天井 ① 9.5(準不燃) 12.5(不燃)				
		シージングせっこうボード(せっこうボード製品) GB-S 壁 12.5(準不燃) 天井 9.5(準不燃) 12.5(準不燃)				
		化粧せっこうボード(せっこうボード製品) GB-NC トラバーチン模様 色 白 黄 ① 9.5(不燃)				
		化粧せっこうボード(せっこうボード製品) GB-CD 木目模様 木目模様(裏襻付き) 特殊模様 壁 9.5(準不燃) 12.5(不燃) 天井 9.5(準不燃) 12.5(不燃)				
		せっこうボードの目地処理 繼目処理工法 突き付け工法 突き付けV目地工法 目透し工法				

建物概要

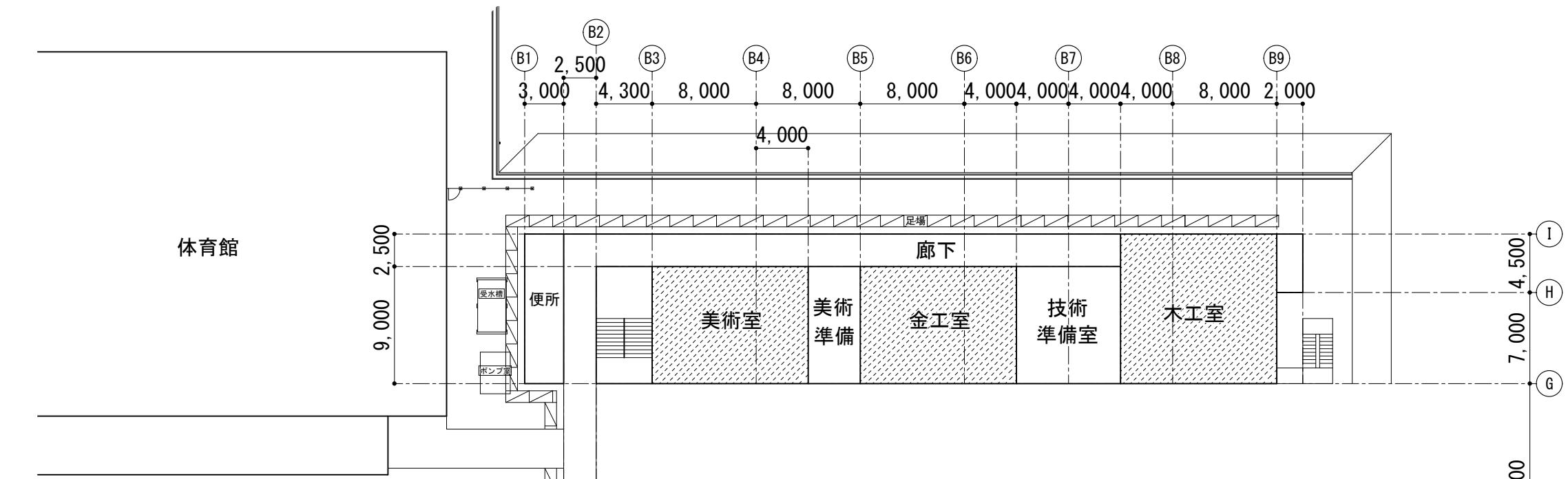
建物名称	大磯町立国府中学校
所在地	中郡大磯町月京40番1号
主要用途	中学校
敷地面積	32,061m ²
床面積	A棟3,201m ² B棟2,009m ²
規模・構造	鉄筋コンクリート造、地上3階建て
工事概要表	特別教室等空調設備改修に係る建築改修工事 電気設備改修工事、機械設備改修工事



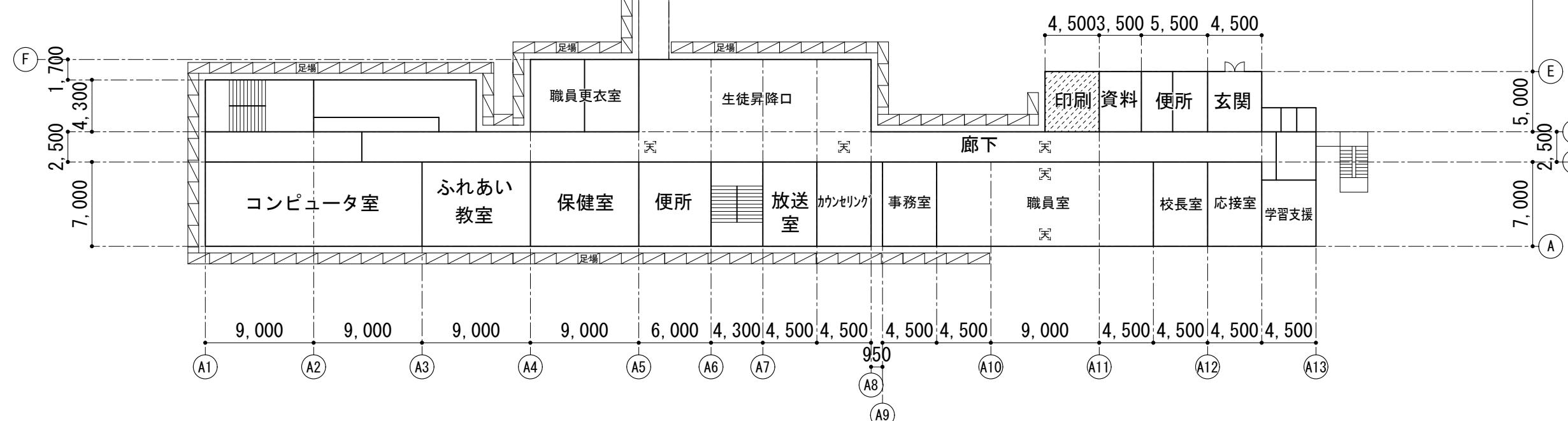
国府中学校特別教室等空調設備整備工事

図面名	配置図	日付	図面番号
1/1000	A-04

B棟



A棟



職員室、廊下天井仕上表

部位	仕上
天井	化粧石膏ボード(下地石膏ボードt9.5)

凡例

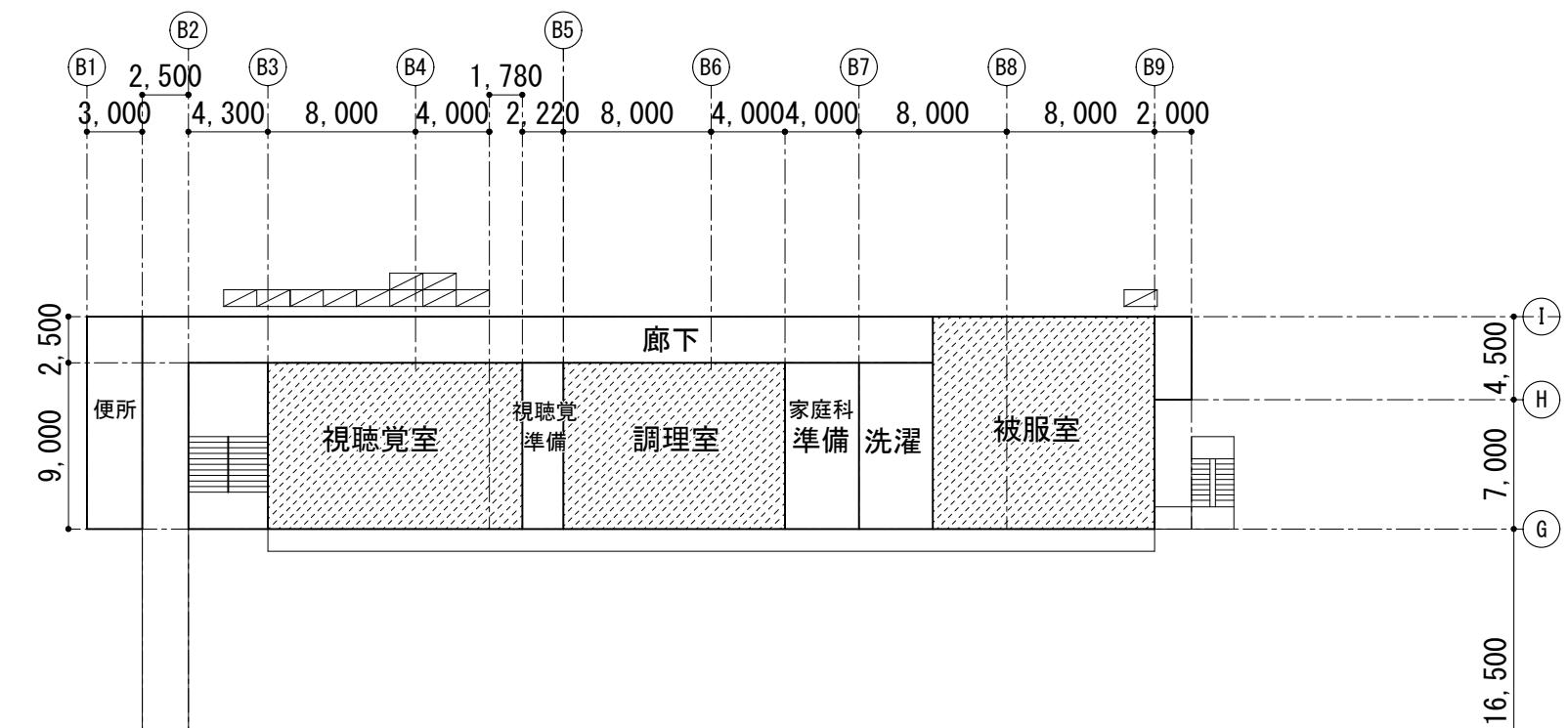
は石綿含有材料(レベル3)を示す。撤去する場合は適切な撤去処分を施す。

※職員室、廊下の点検口設置に関しては周囲のボード必要最低限を撤去し、同材にて改修する。

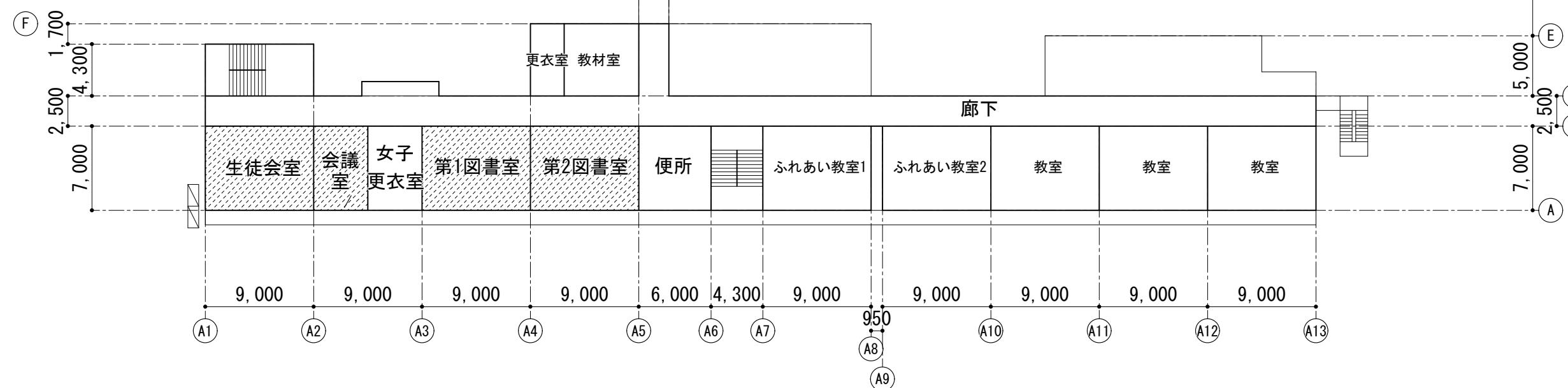
凡例

■	工事対象室
足場	外部足場
天	天井材撤去新設

B棟



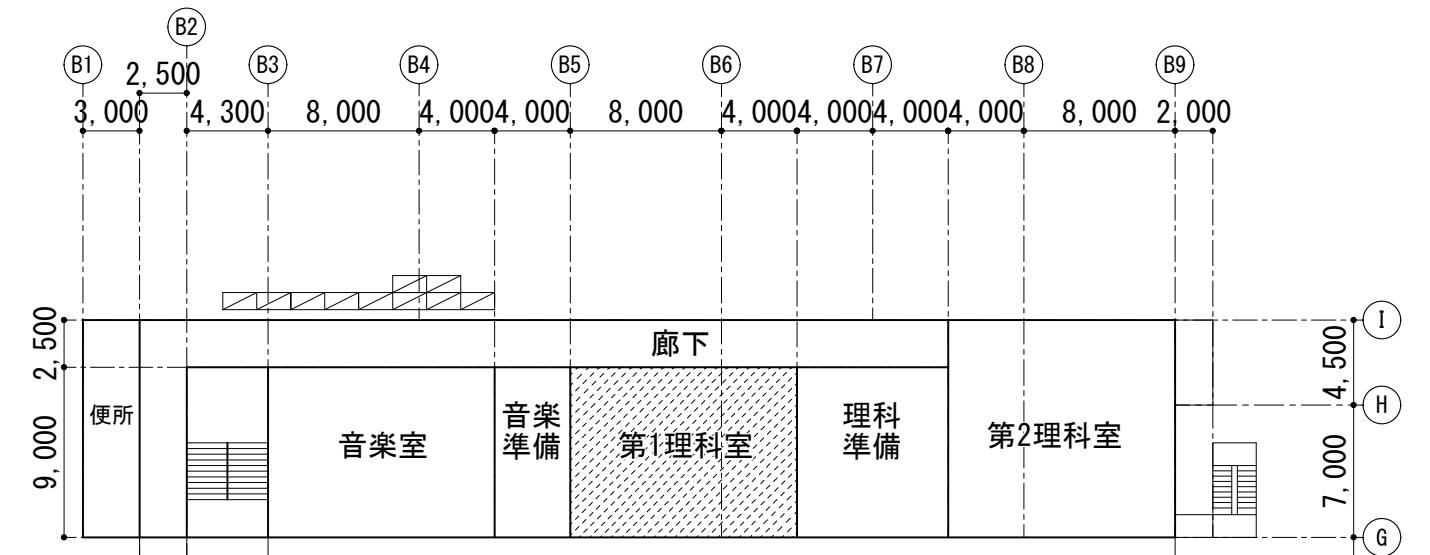
A棟



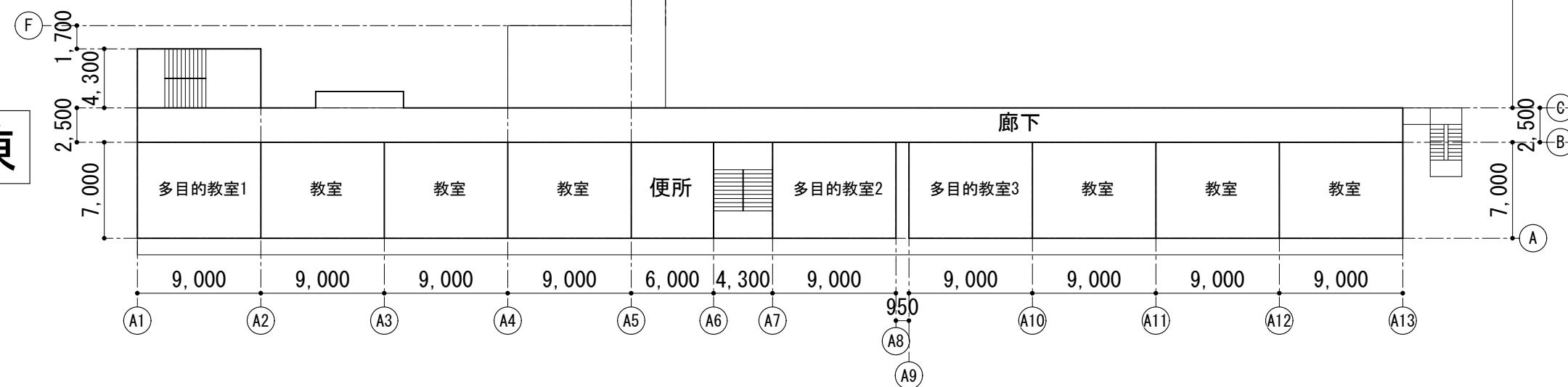
凡例

	工事対象室
	外部足場
	天井材撤去新設

B棟



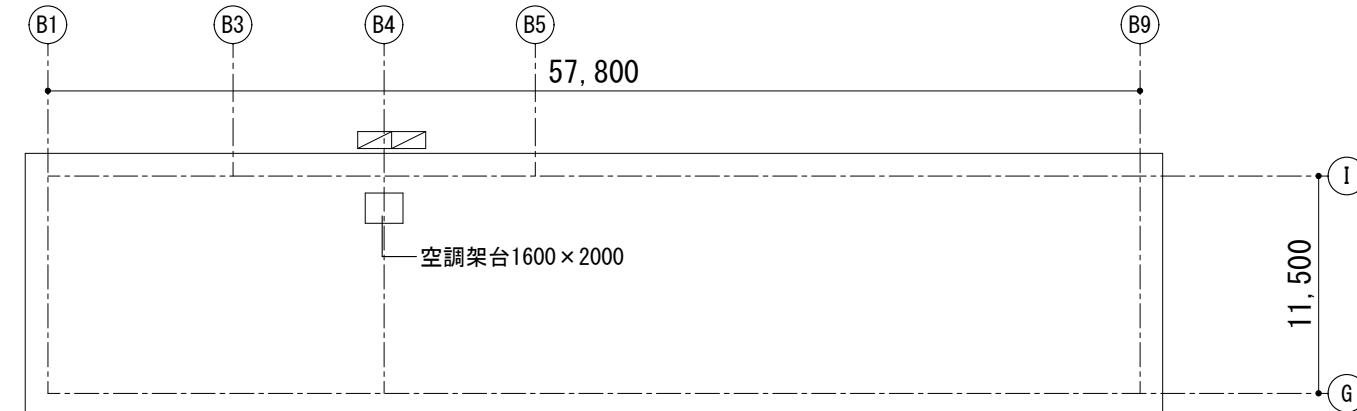
A棟



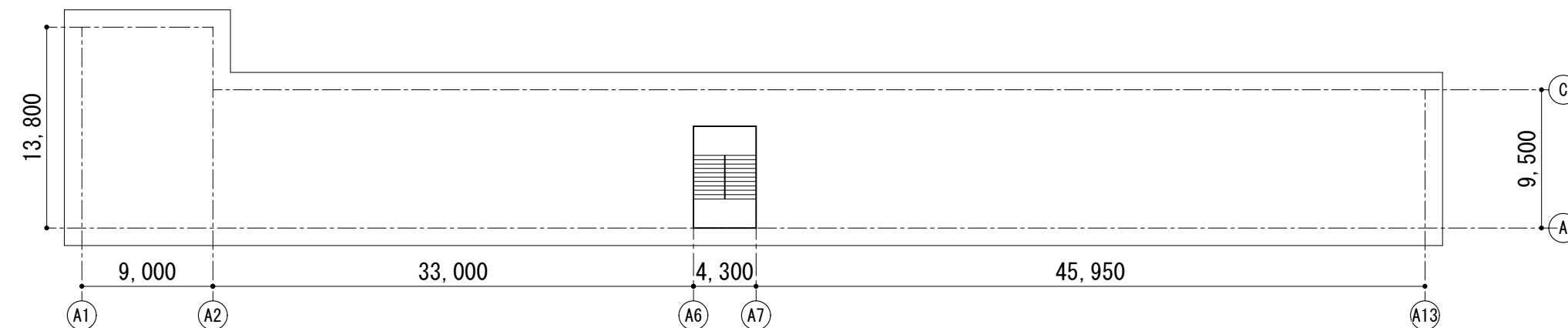
凡例

- 工事対象室 (Target Construction Room)
- 外部足場 (External Scaffolding)
- 天井材撤去新設 (Ceiling Material Removal and New Installation)

B棟

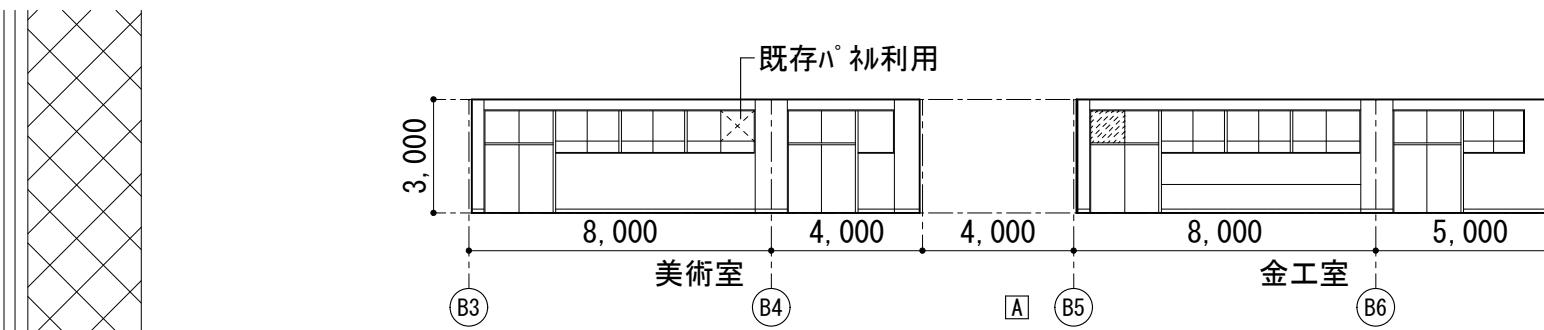
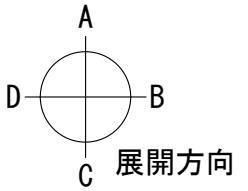


A棟

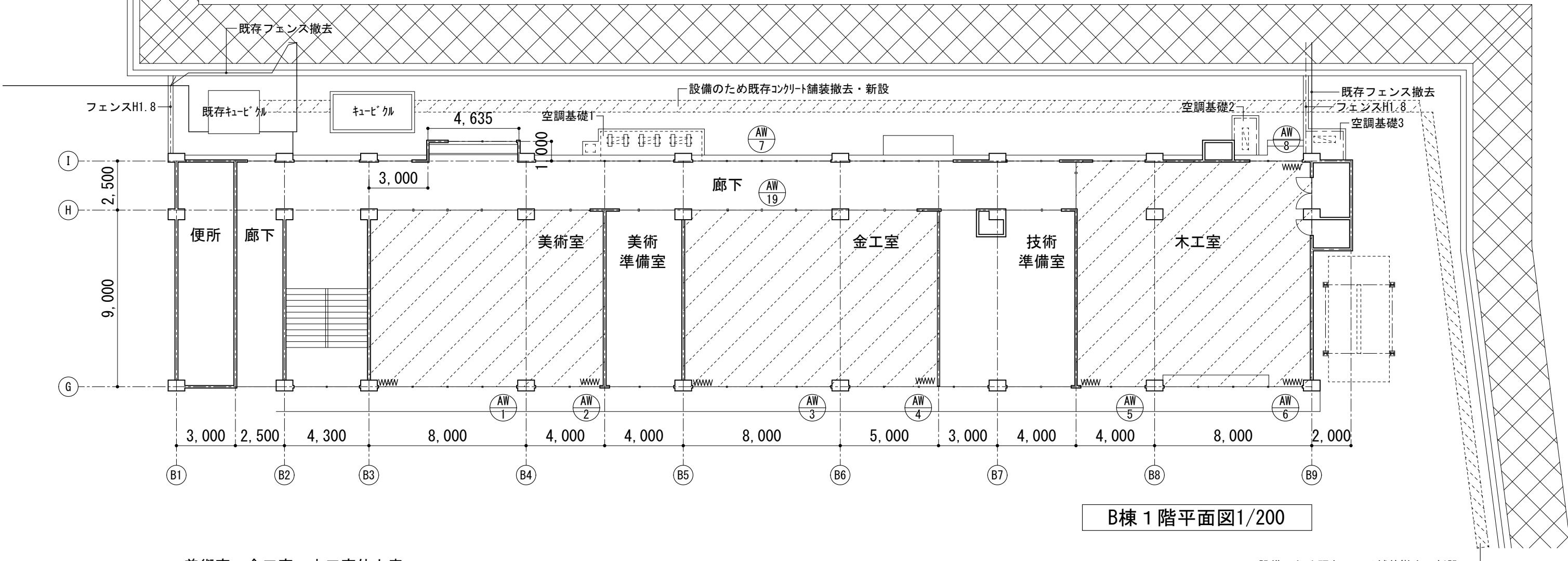


凡例

- 工事対象室
- 外部足場
- 天井点検口450角(廊下)



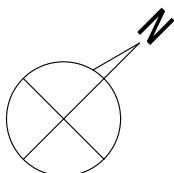
美術室・金工室部分展開図1/200



B棟 1階平面図1/200

美術室、金工室、木工室仕上表

部位	仕上
壁	仕上塗材

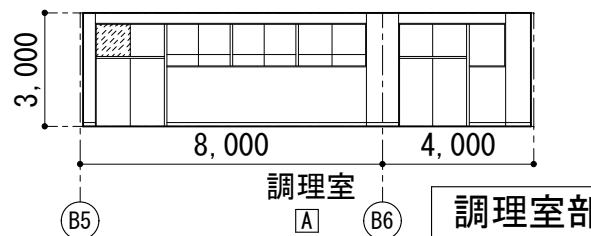


工事対象室

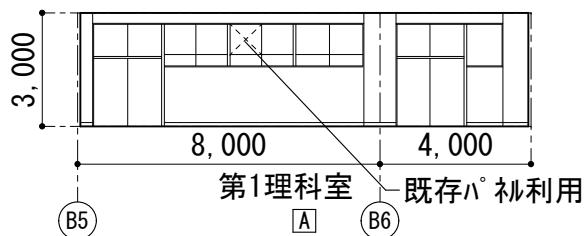
設備のため既存アスファルト舗装撤去・新設

■ 天井点検口450角
www カーテン及びカーテンレール設置
▨ ガラス撤去の上アルミパネル設置

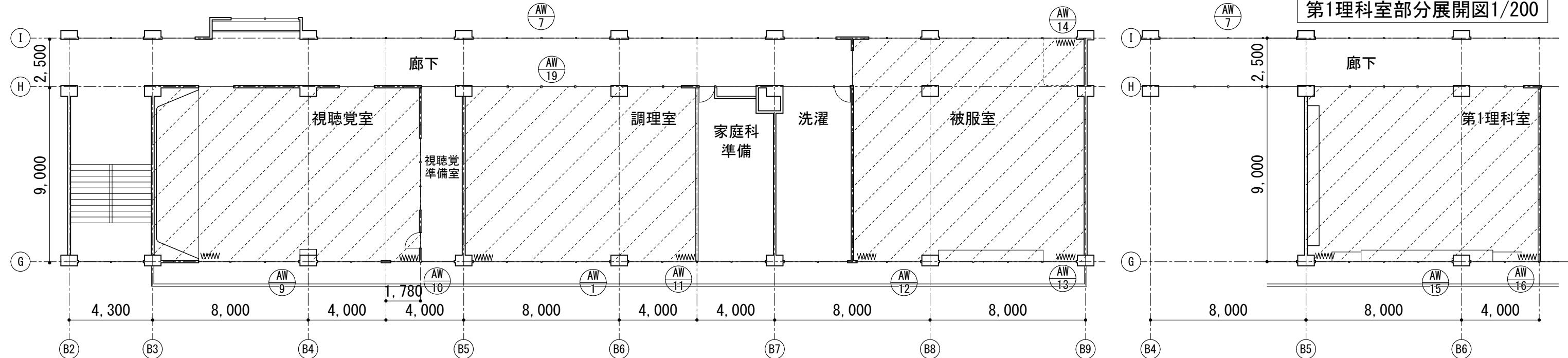
□ 天井点検口450角
 www カーテン及びカーテンレール設置
 ■ ガラス撤去の上アルミパネル設置



調理室部分展開図1/200

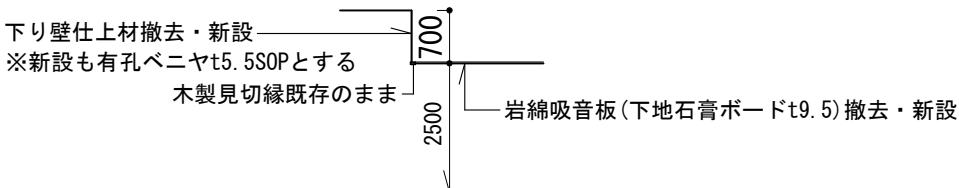
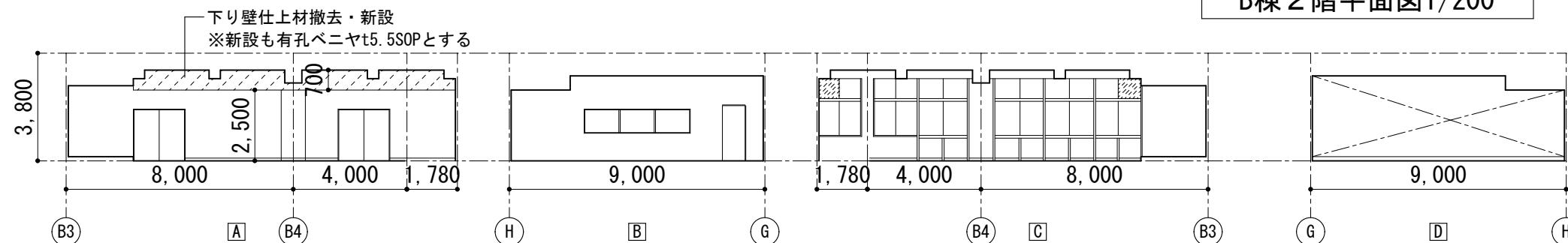


第1理科室部分展開図1/200



B棟2階平面図1/200

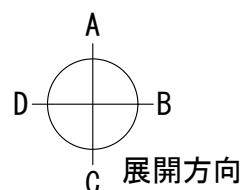
B棟3階平面図1/200



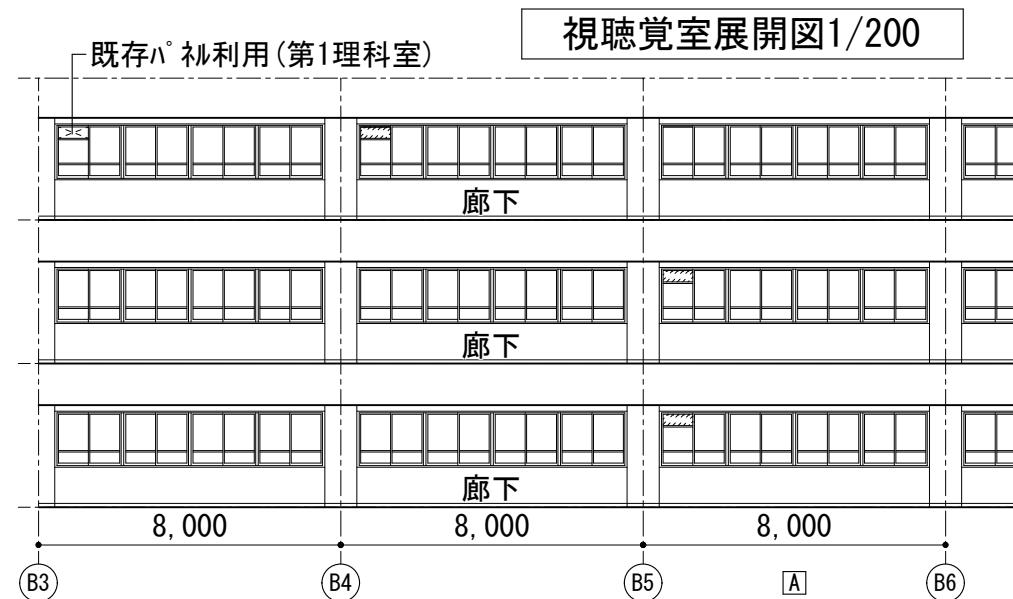
視聴覚室下り天井部分断面図 1/100

視聴覚室、調理室、被服室、第1理科室仕上表

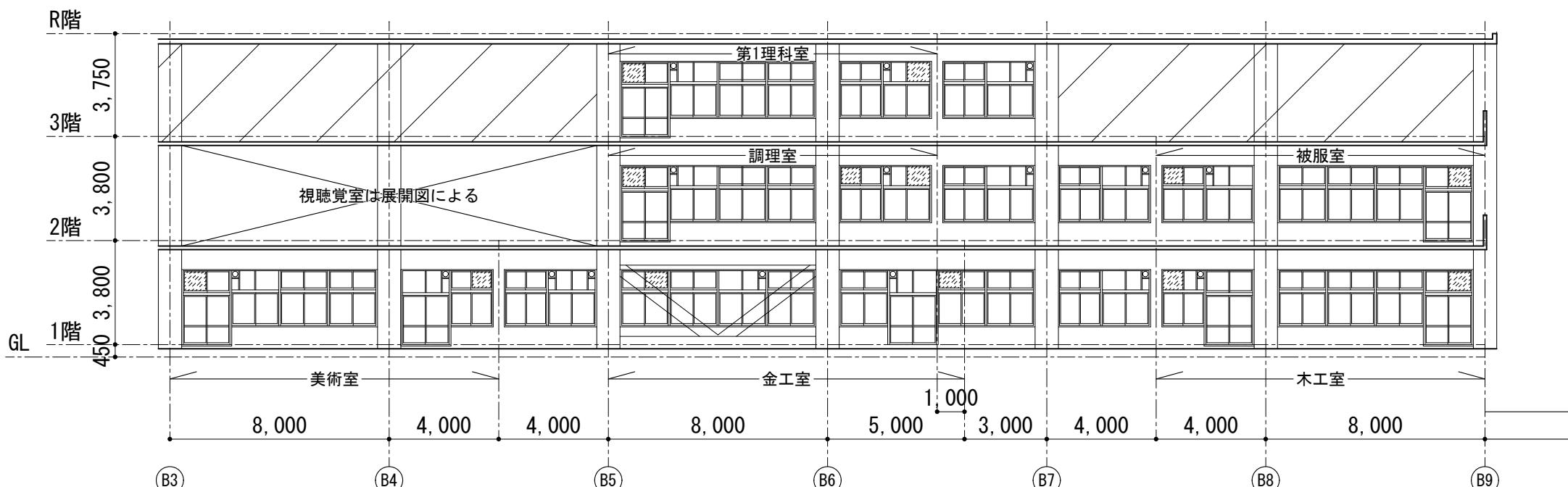
部位	仕上
壁	仕上塗材
下り壁	有孔ベニヤt5.5SOP※視聴覚室のみ



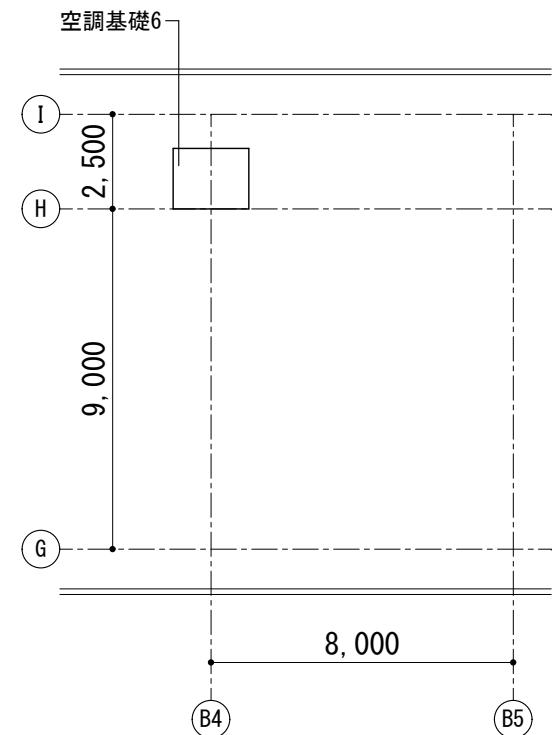
工事対象室



B棟部分展開図1/200



B棟部分立面図1/200

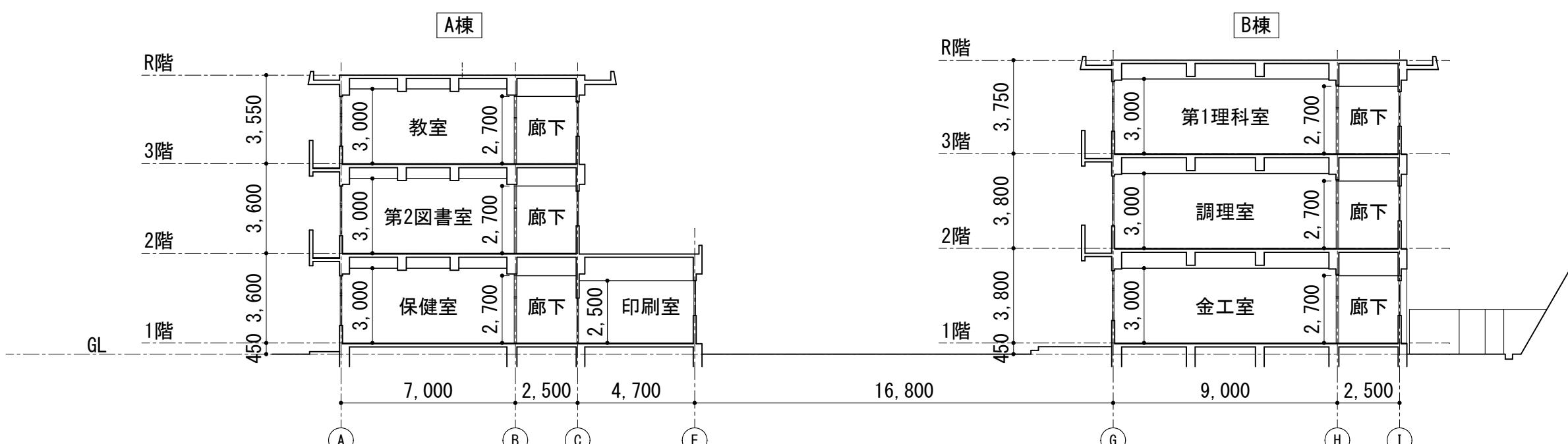


校舎外部仕上表

部位	仕上
外壁	吹付材
軒天	リシン吹付

凡例

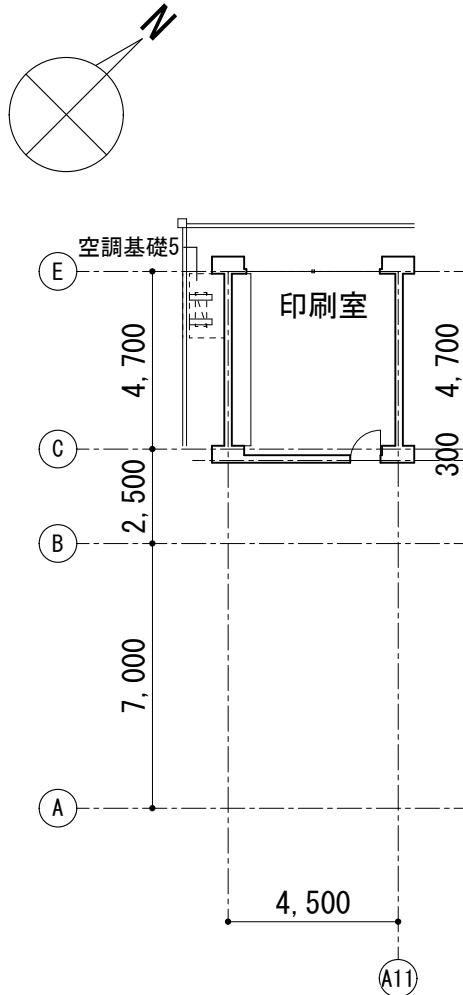
■は石綿含有材料(レベル3)を示す。撤去する場合は適切な撤去処分を施す。



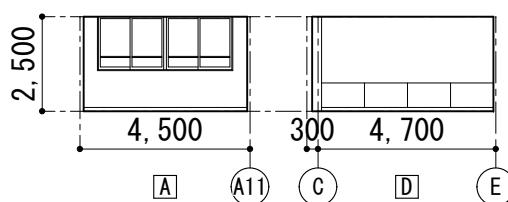
断面図1/200

凡例

- 天井点検口450角
- カーテン及びカーテンレール設置
- ガラス撤去の上アルミパネル設置



A棟 1階平面図1/200



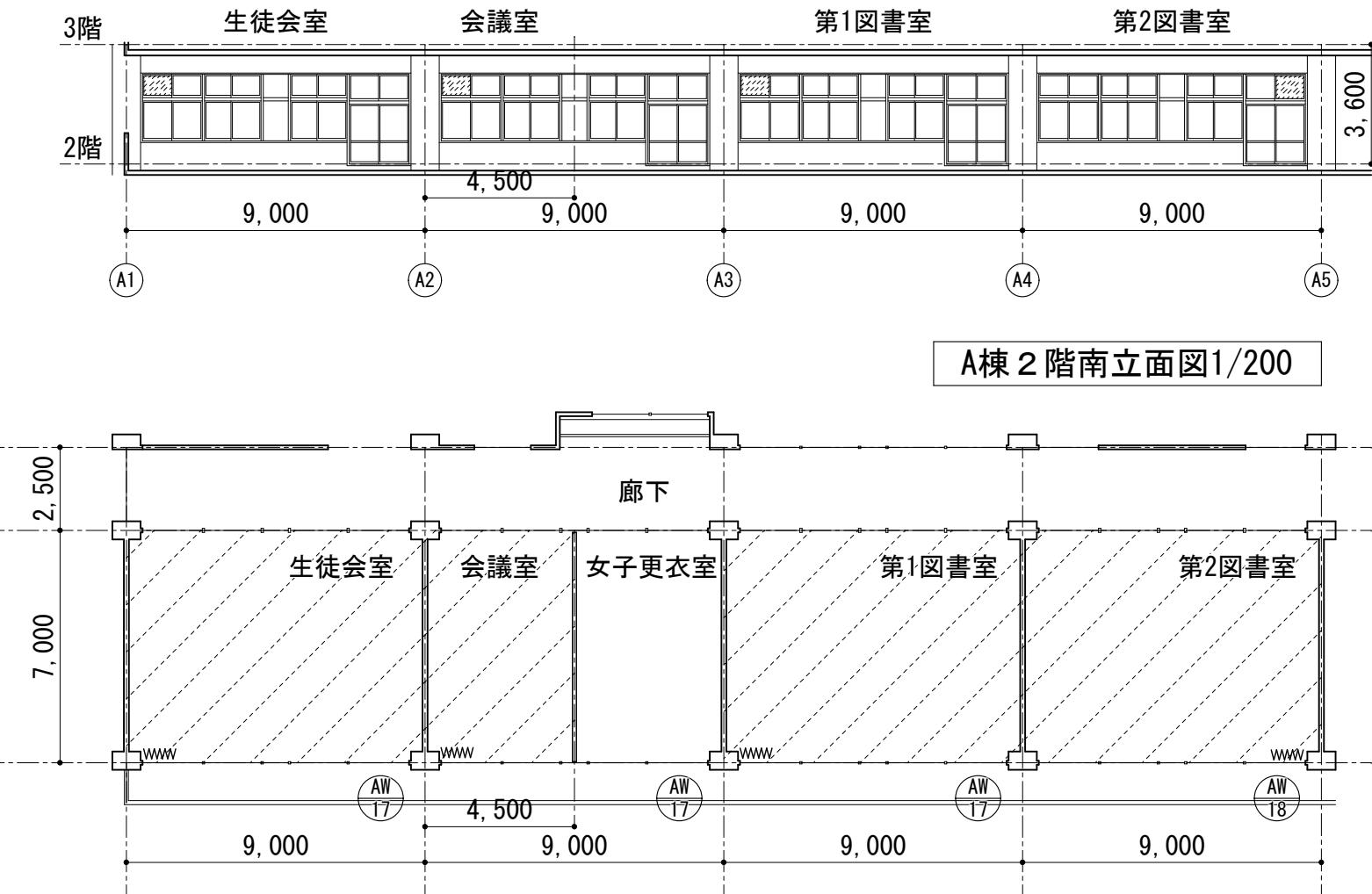
印刷室部分展開図1/200

印刷室 仕上表

部位	仕上
壁	仕上塗材
天井	化粧石膏ボード

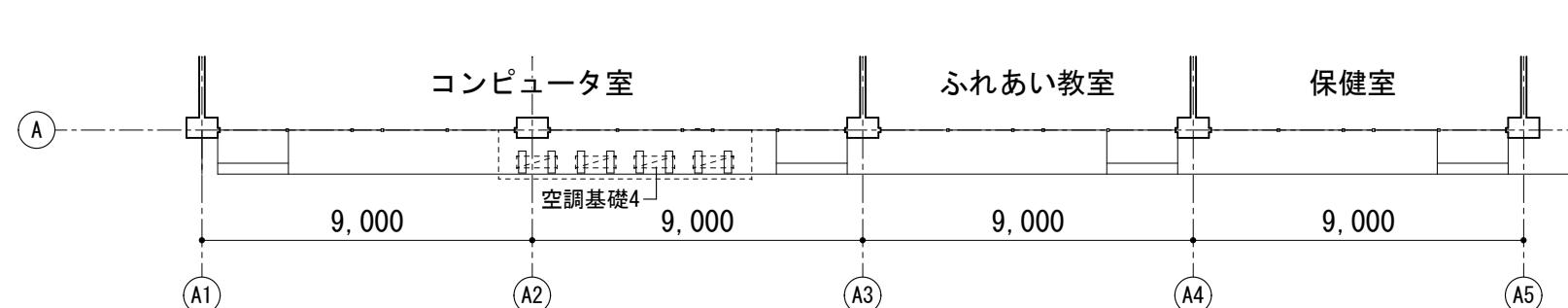
生徒会室、会議室、第1図書室、第2図書室 仕上表

部位	仕上
壁	仕上塗材



A棟 2階南立面図1/200

A棟 2階平面図1/200

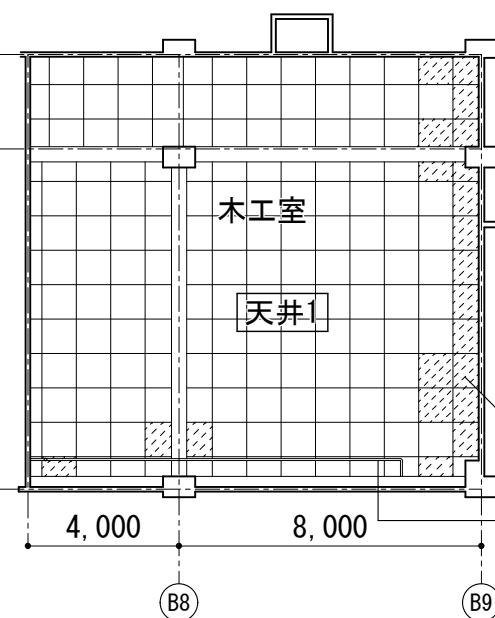
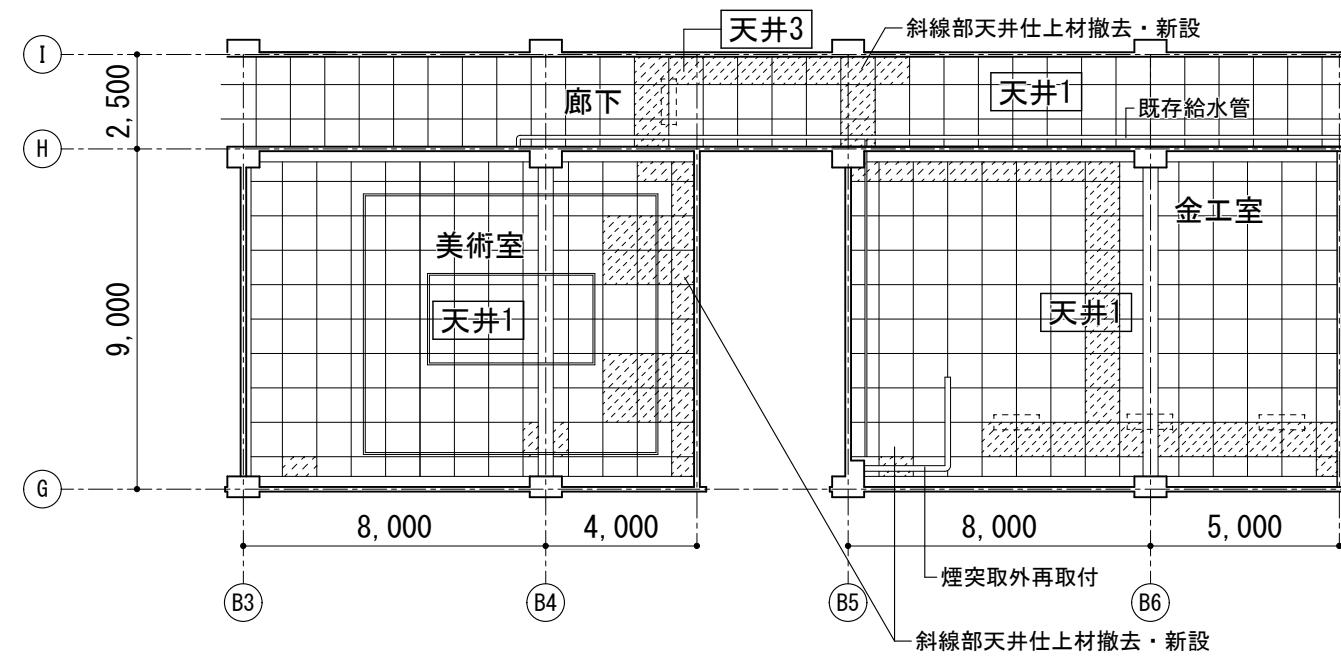
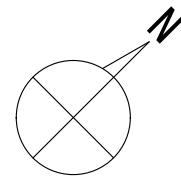


A棟 1階部分平面図1/200

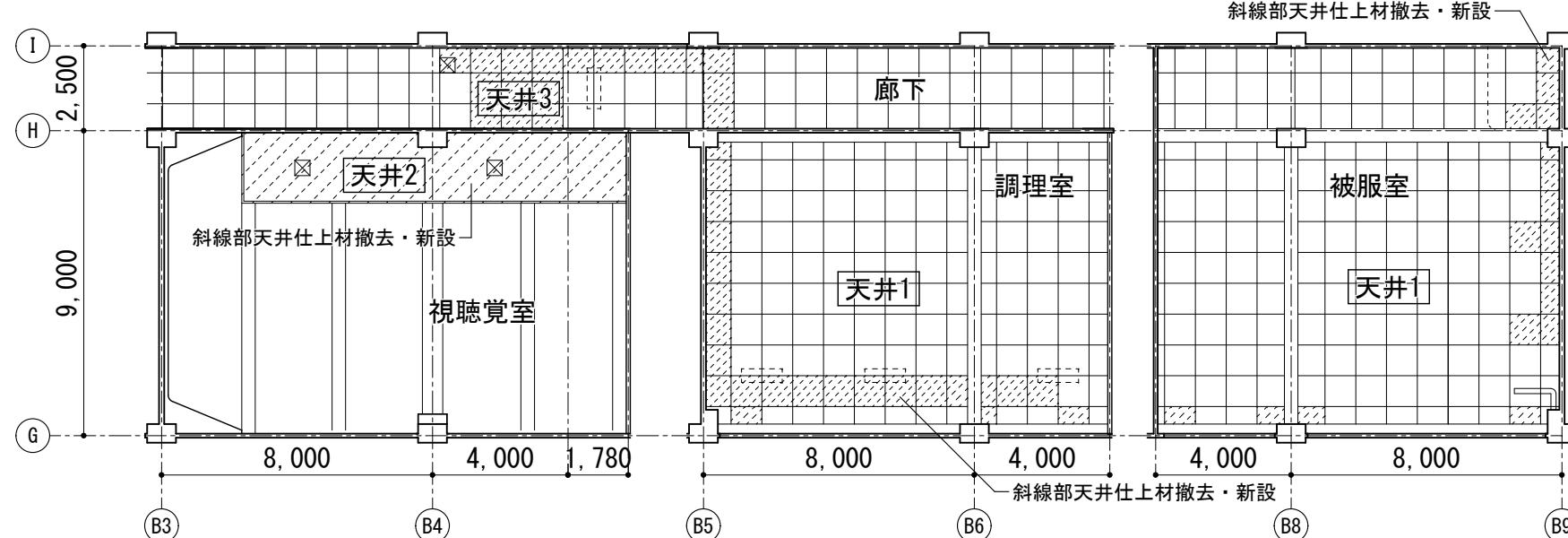
凡例

- ▣ 天井点検口450角
- www カーテン及びカーテンレール設置
- ▨ ガラス撤去の上アルミパネル設置

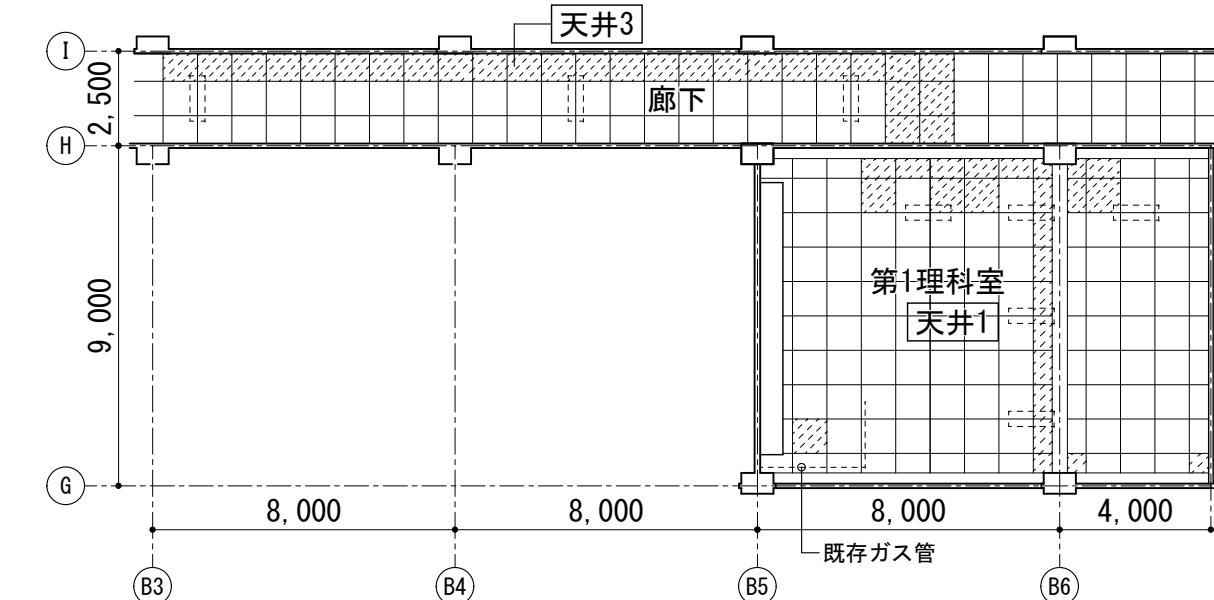
工事対象室



B棟1階天井伏図1/200

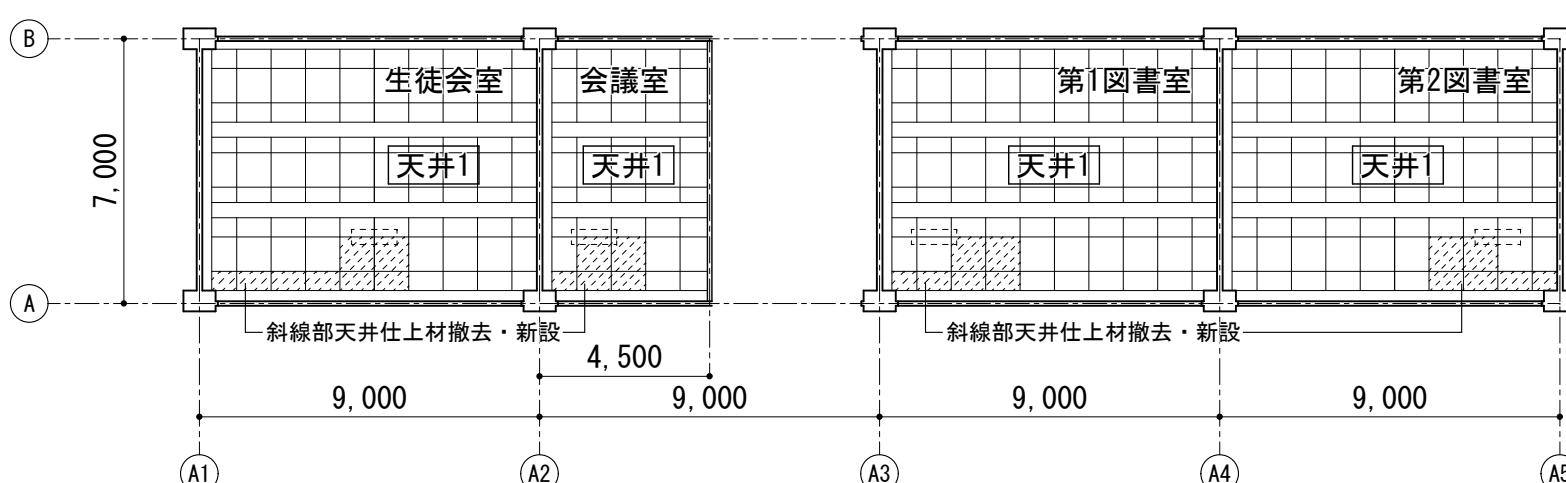


B棟2階天井伏図1/200



B棟3階天井伏図1/200

※職員室、廊下の点検口設置に関しては周囲のボード必要最低限を撤去し、同材にて改修する。



A棟2階平面図1/200

凡例

- ☒ 天井点検口450角
- ☒ カーテン及びカーテンレール設置
- ☒ ガラス撤去の上アルミパネル設置

天井仕上表

部位	仕上
天井1	化粧石膏ボード(下地石膏ボードt9.5)
天井2	岩綿吸音板(下地石膏ボードt9.5)
天井3	化粧石膏ボードt9.5
新設	天井1 化粧石膏ボード(下地石膏ボードt9.5) 天井2 岩綿吸音板(下地石膏ボードt9.5) 天井3 化粧石膏ボードt9.5

凡例

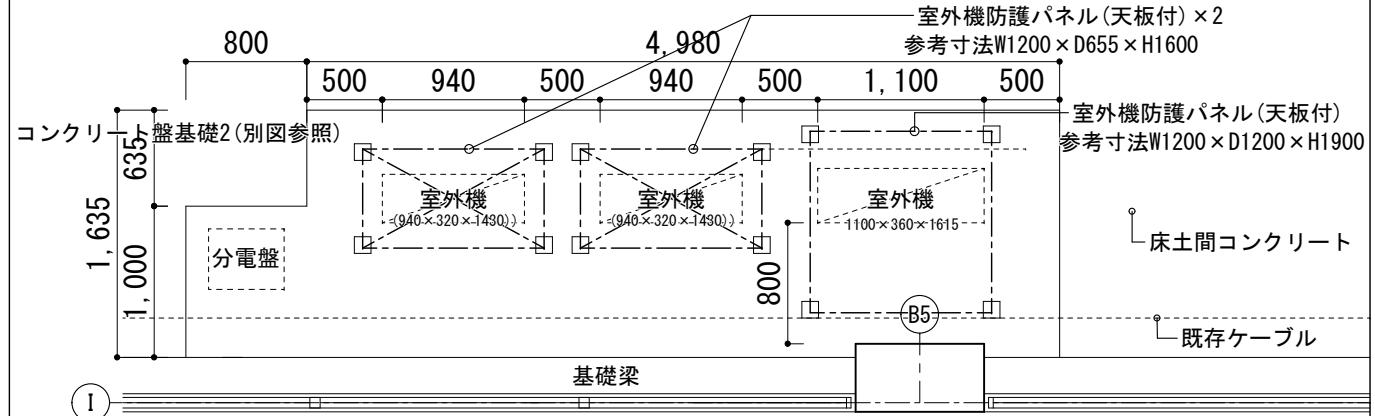
☒ は石綿含有材料(レベル3)を示す。撤去する場合は適切な撤去処分を施す。

※石綿含有天井仕上げ材の点検口設置に関しては周囲のボード必要最低限を撤去し、同材にて改修する。

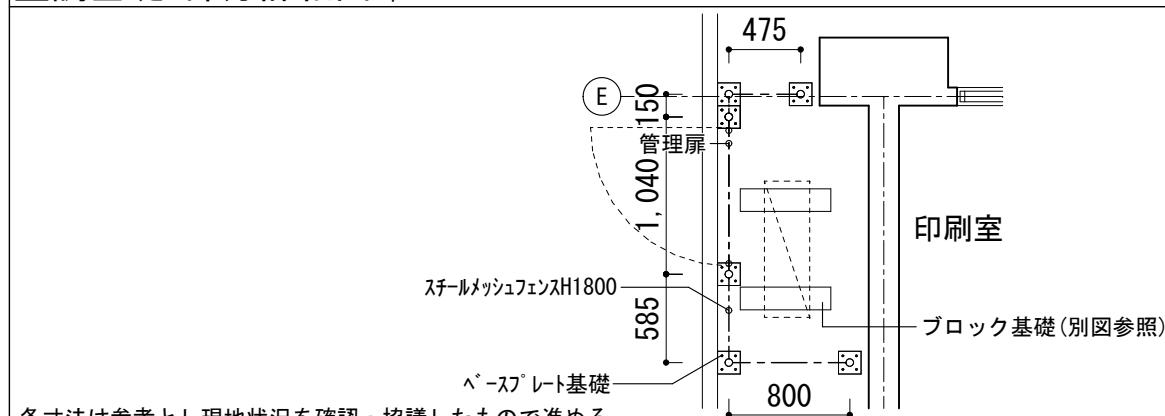
符号	アルミ製建具(一部改修)	2か所	アルミ製建具(一部改修)	1か所	アルミ製建具(一部改修)	1か所	アルミ製建具(一部改修)	1か所	アルミ製建具(一部改修)	1か所
姿図										
材料	アルミ製									
場所	美術室、調理室		美術室		金工室		金工室		木工室	
ガラス	部分既存ガラス撤去									
金物										
備考	部分アルミパネルt3.0設置									
	----- 部分アルミカーテンレール(シングル)設置									
	部分カーテン及び遮光カーテン設置									
符号	アルミ製建具(一部改修)	1か所	アルミ製建具(一部改修)	3か所	アルミ製建具(一部改修)	1か所	アルミ製建具(一部改修)	1か所	アルミ製建具(一部改修)	1か所
姿図										
材料	アルミ製									
場所	木工室		1、2、3階廊下		木工室		視聴覚室		視聴覚室	
ガラス	部分既存ガラス撤去									
金物										
備考	部分アルミパネルt3.0設置									
	----- 部分アルミカーテンレール(シングル)設置									
	部分カーテン及び遮光カーテン設置									

符号	AW 11 アルミ製建具(一部改修)	1か所	AW 12 アルミ製建具(一部改修)	1か所	AW 13 アルミ製建具(一部改修)	1か所	AW 14 アルミ製建具(一部改修)	1か所	AW 15 アルミ製建具(一部改修)	2か所
姿図										
材料	アルミ製									
場所	調理室		被服室		被服室		被服室		第1理科室	
ガラス	部分既存ガラス撤去									
金物										
備考	部分アルミパネルt3.0設置									
	----- 部分アルミカーテンレール(シングル)設置									
	部分カーテン及び遮光カーテン設置									
符号	AW 16 アルミ製建具(一部改修)	1か所	AW 17 アルミ製建具(一部改修)	3か所	AW 18 アルミ製建具(一部改修)	1か所	AW 19 アルミ製建具(一部改修)	1か所	AW 19 アルミ製建具(一部改修)	2か所
姿図										
材料	アルミ製		アルミ製		アルミ製		アルミ製		アルミ製(学校間仕切)	
場所	第1理科室		生徒会室、会議室、第1図書室		第2図書室				金工室、調理室	
ガラス	部分既存ガラス撤去									
金物										
備考	部分アルミパネルt3.0設置									
	----- 部分アルミカーテンレール(シングル)設置									
	部分カーテン及び遮光カーテン設置									

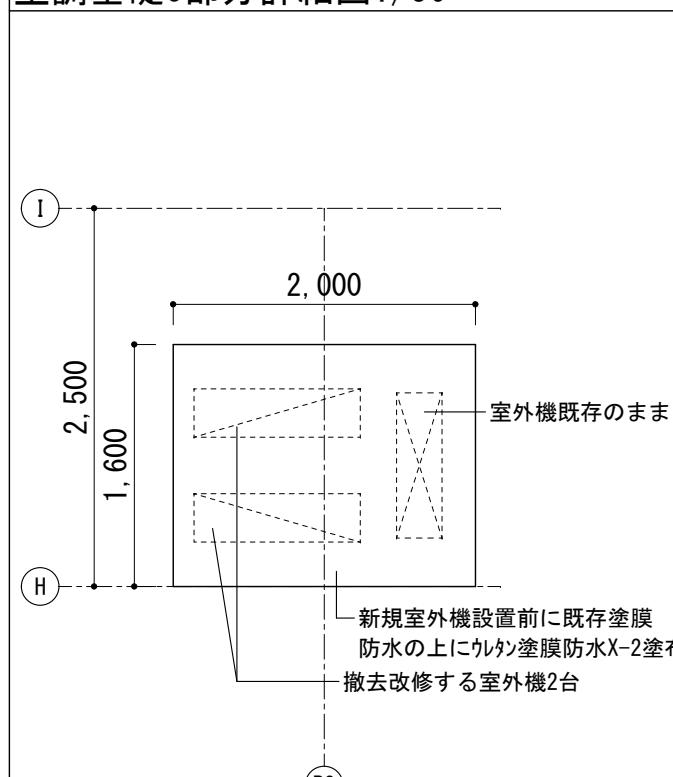
空調基礎1部分詳細図1/50



空調基礎5部分詳細図1/50

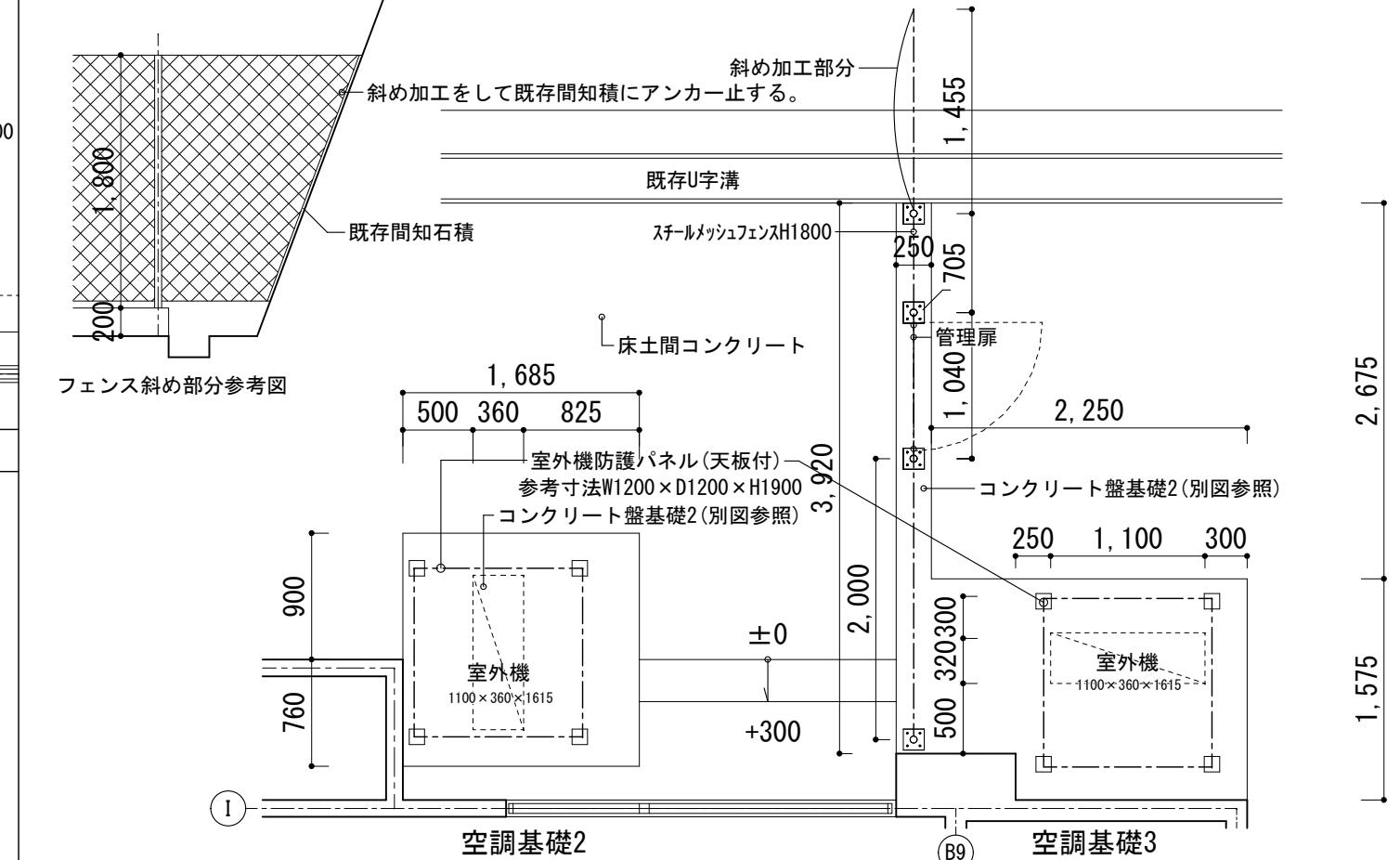


空調基礎6部分詳細図1/50

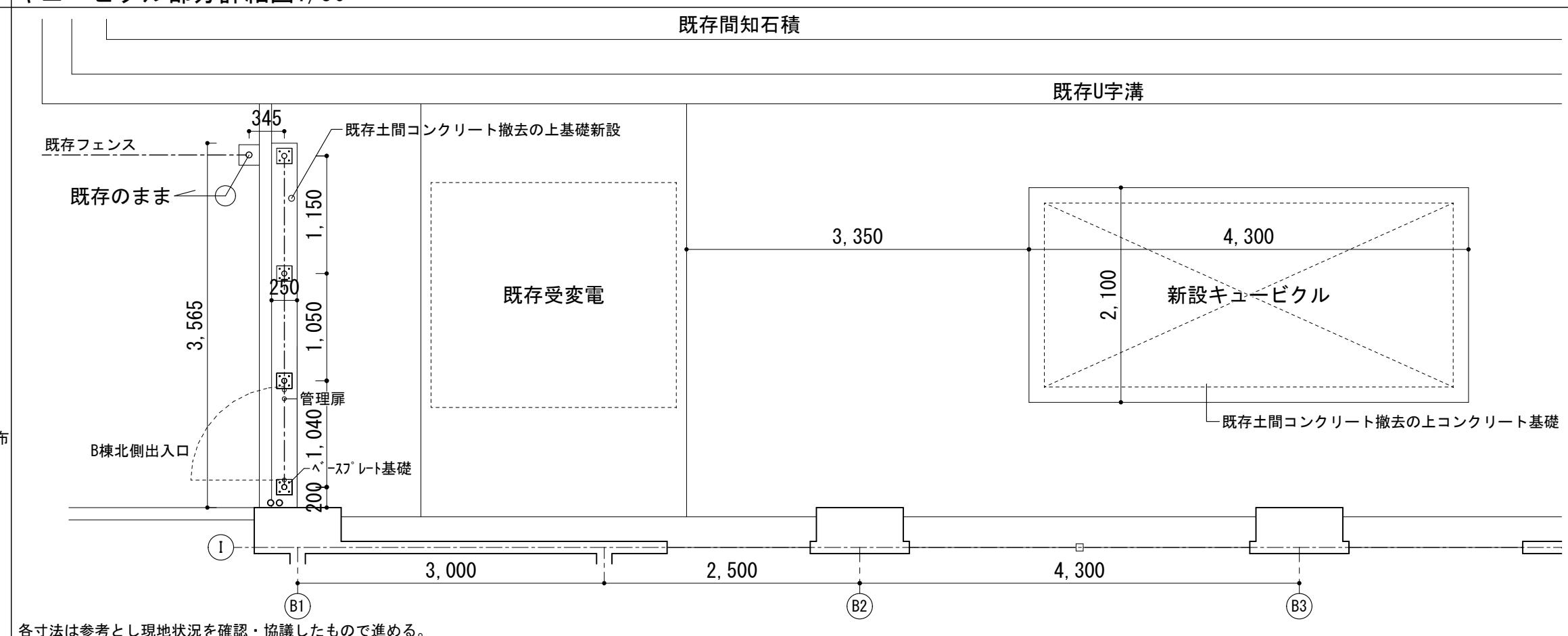


各寸法は参考とし現地状況を確認・協議したもので進める。

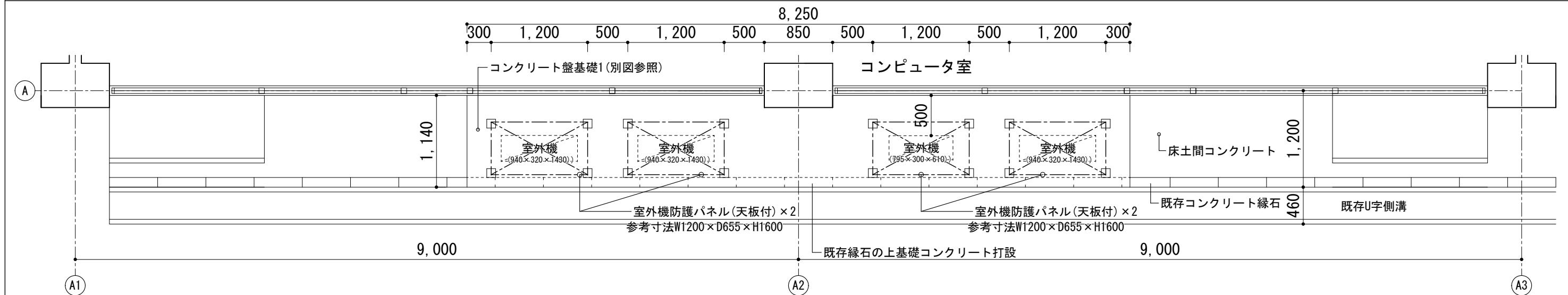
空調基礎2、3部分詳細図1/50



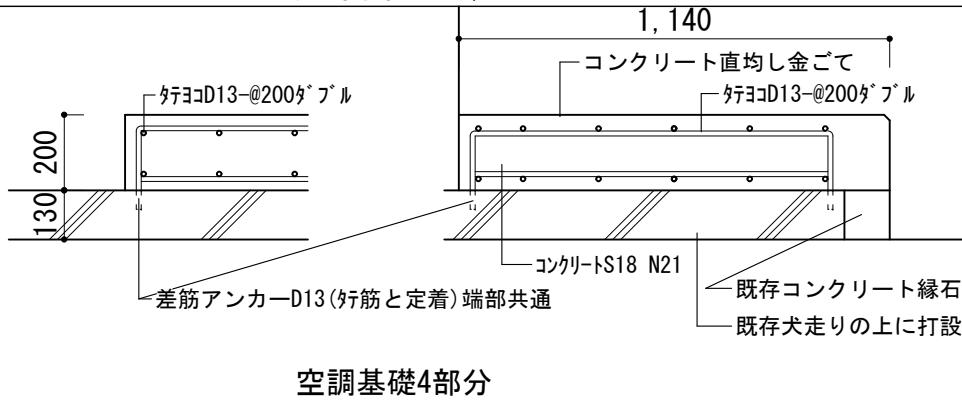
キュービクル部分詳細図1/50



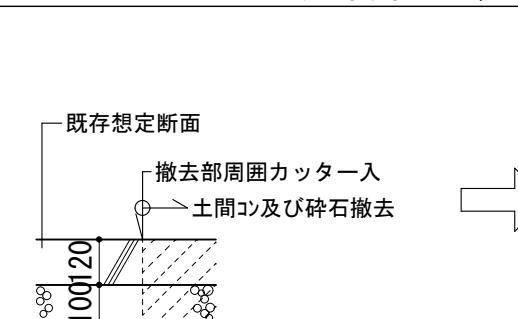
空調基礎4部分詳細図1/50



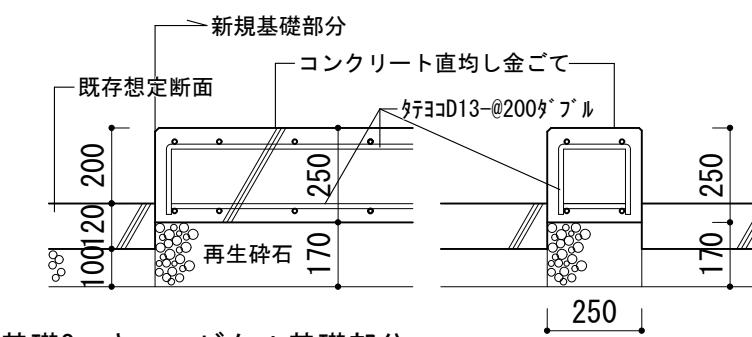
コンクリート盤基礎1詳細図1/20



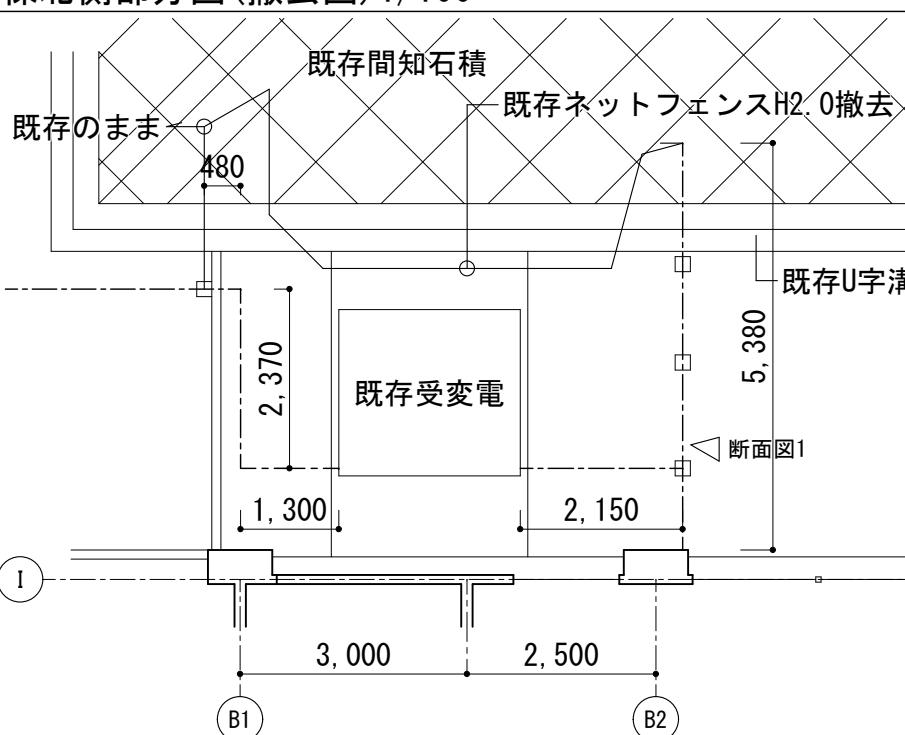
コンクリート盤基礎2詳細図1/20



ブロック基礎詳細図1/20



B棟北側部分図(撤去図)1/100



既存ネットフェンスH2.7撤去

8,000

2,000

5,660

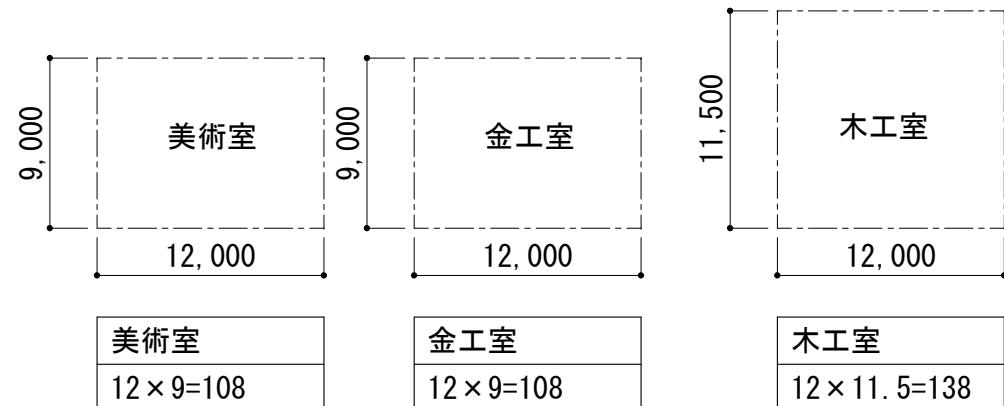
断面図2

B8

B9

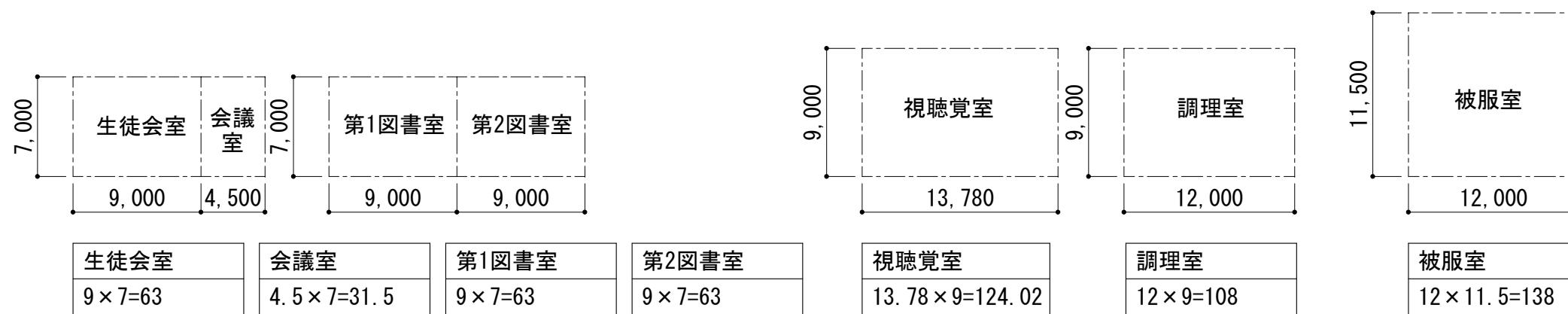
各寸法は参考とし現地状況を確認・協議したもので進める。

1階面積図



1階計
 $108+108+138=354$

2階面積図



2階計
 $63+31.5+63+63+124.02+108+138=590.52$

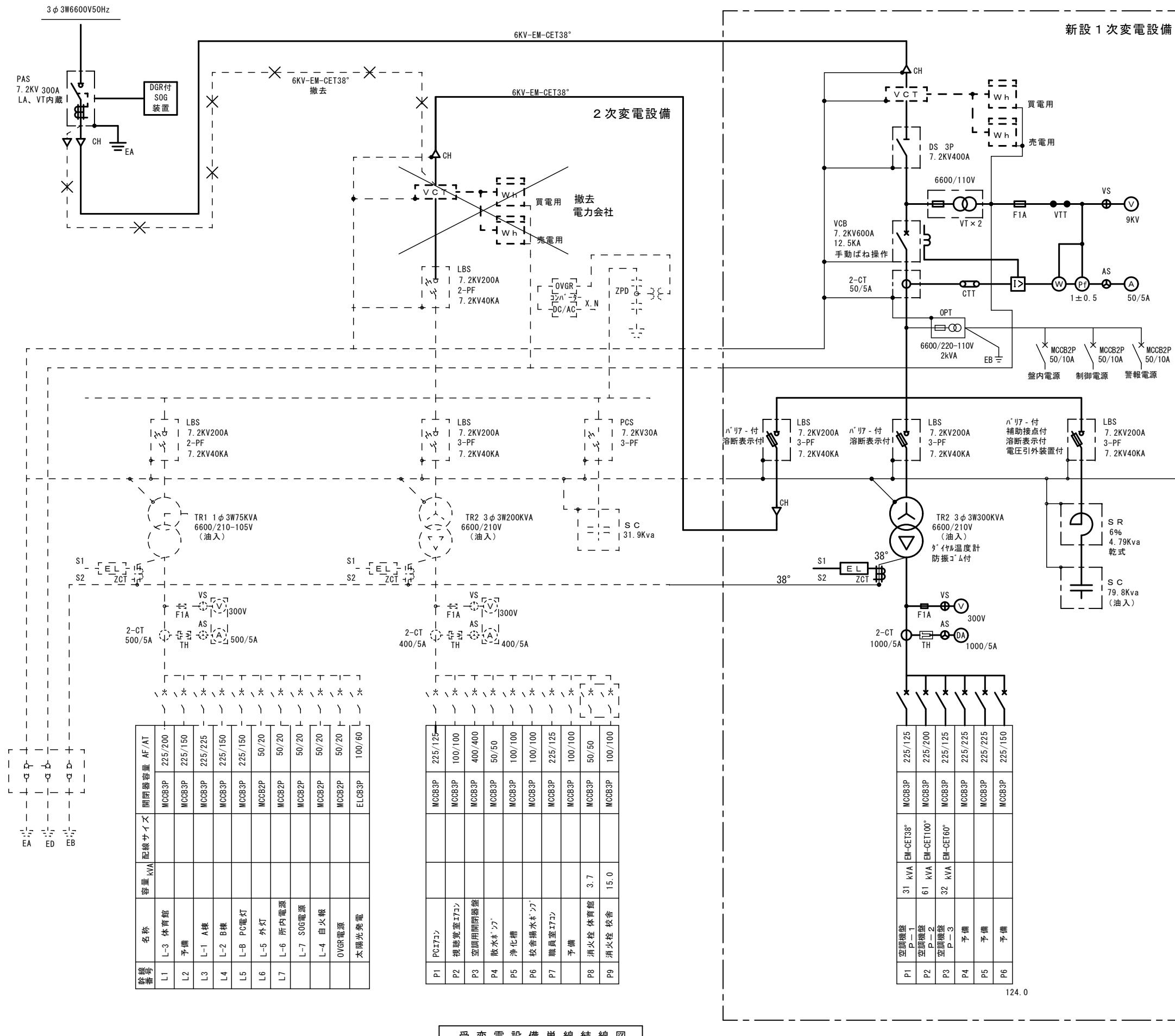
3階面積図



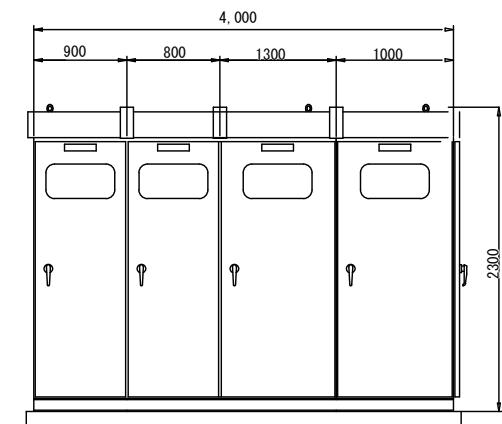
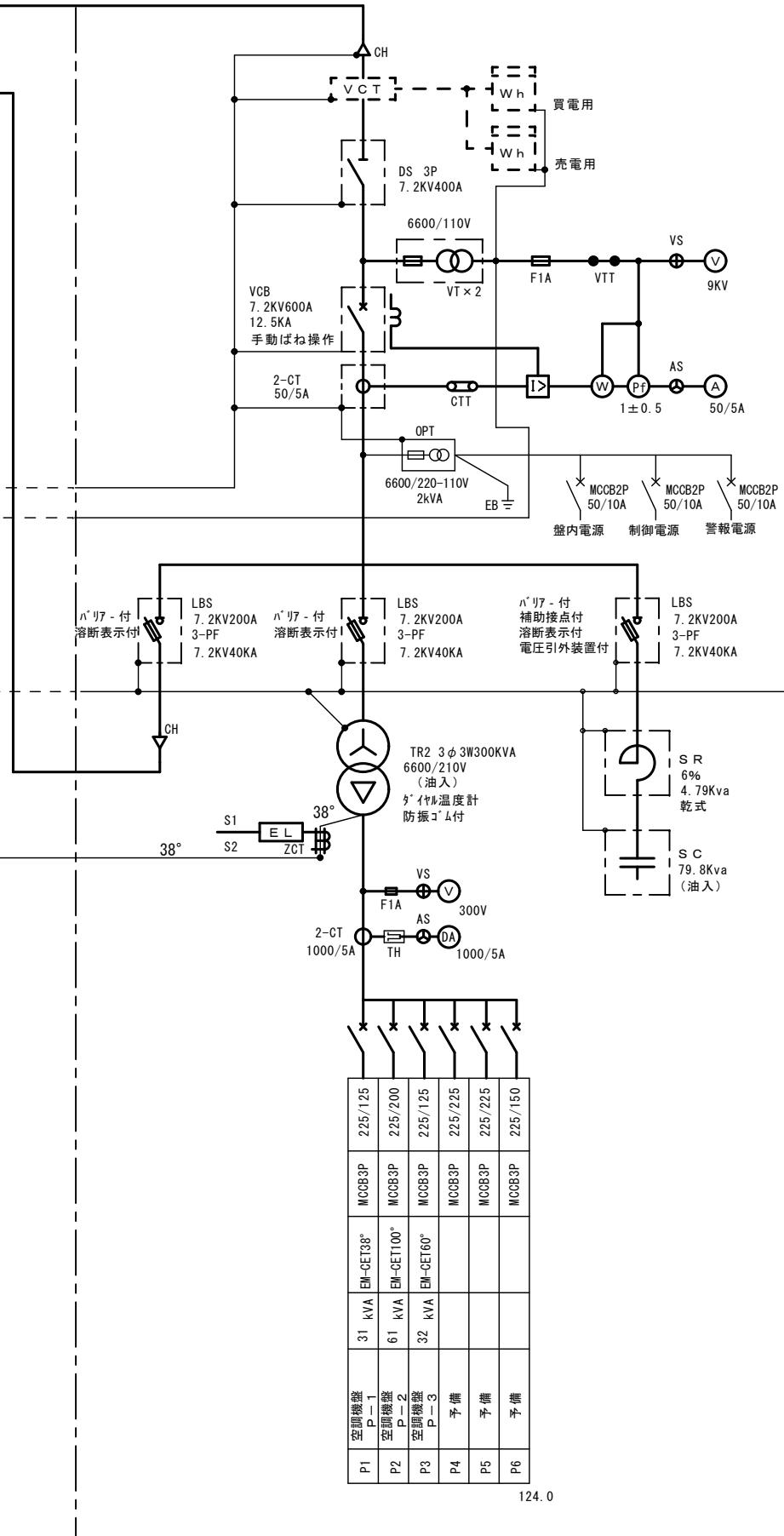
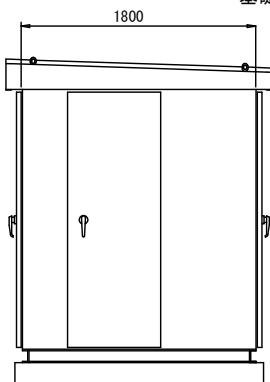
2階計
108

各階計	
1階計	354.00
2階計	590.52
3階計	108.00
計	1052.52

<p>工事名称 国府中学校特別教室等空調設備整備工事 (令和8年1月作成)</p> <p>I 工事概要 1 工事場所 中郡大磯町月京40番1号</p> <table border="1"> <tr> <td>建物名称</td><td>構造</td><td>階数(地下・塔屋)</td><td>延面積(m²)</td><td>消防令別表第1</td><td>備考</td></tr> <tr> <td>大磯町立国府中学校</td><td>R C</td><td>地上3階建</td><td></td><td>7項</td><td></td></tr> </table>				建物名称	構造	階数(地下・塔屋)	延面積(m ²)	消防令別表第1	備考	大磯町立国府中学校	R C	地上3階建		7項		● 特記仕様書	
建物名称	構造	階数(地下・塔屋)	延面積(m ²)	消防令別表第1	備考												
大磯町立国府中学校	R C	地上3階建		7項													
				<table border="1"> <tr> <td>1 電気方式</td><td>特別高圧 ○ 3相 3線式 KV 高圧 ● 3相 3線式 6.6 KV 低圧 ○ 3相 3線式 210V ● 単相 3線式 210 / 105V ○ 3相 線式 V ○ 相 線式 V</td></tr> <tr> <td>2 受電設備</td><td>● C B ○ P F - S ○ P F - C B 遮断容量 12.5 KVA 配電用変圧器総容量 575 KVA 高圧進相用コンデンサー総容量 31.6 KVA 直列アクトル(高圧)コンデンサー容量の 6 % ○屋内 ●屋外 ●キューピタル式 ○開放型 ○閉鎖型 ●油式 ○乾式 ●国のグリーン購入指針に沿った高効率変圧器(トップランナー)とする。 ○あり ●なし ●低圧配電盤には外部配線接続用端子台を設ける。</td></tr> <tr> <td>3 工事種目</td><td>1)屋内電気設備 ●受電設備 ○発電設備 ○静止電源設備 ●動力設備 ●電灯設備 ○構内交換設備 ○時計・拡声設備 ●自動火災報知設備 ○雷保護設備 ○誘導支援設備 ○呼出設備 ○テレビ共同受信設備 ○監視カメラ設備 ○中央監視制御設備 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ 2)屋外電気設備 ○屋外配電線路設備○屋外通信線路設備○発電設備工事 ●接地</td></tr> <tr> <td>II 工事仕様</td><td>1)現場説明書、図面及び本特記仕様書に記載されていない事項は、次の仕様書を適用する。 国土交通省大臣官房官房工務部監修 公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)(最新版) 公共建築設備工事標準図(電気設備工事編)(最新版) 公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編)(最新版) 2)機械設備工事及び建築工事を本工事に含む場合、機械設備工事及び建築工事はそれぞれの工事仕様書を適用する。</td></tr> <tr> <td>2 特記仕様</td><td>次の表のとおりとし、章は●印の付いたもの、特記事項は●印の付いたものを適用する。</td></tr> </table>	1 電気方式	特別高圧 ○ 3相 3線式 KV 高圧 ● 3相 3線式 6.6 KV 低圧 ○ 3相 3線式 210V ● 単相 3線式 210 / 105V ○ 3相 線式 V ○ 相 線式 V	2 受電設備	● C B ○ P F - S ○ P F - C B 遮断容量 12.5 KVA 配電用変圧器総容量 575 KVA 高圧進相用コンデンサー総容量 31.6 KVA 直列アクトル(高圧)コンデンサー容量の 6 % ○屋内 ●屋外 ●キューピタル式 ○開放型 ○閉鎖型 ●油式 ○乾式 ●国のグリーン購入指針に沿った高効率変圧器(トップランナー)とする。 ○あり ●なし ●低圧配電盤には外部配線接続用端子台を設ける。	3 工事種目	1)屋内電気設備 ●受電設備 ○発電設備 ○静止電源設備 ●動力設備 ●電灯設備 ○構内交換設備 ○時計・拡声設備 ●自動火災報知設備 ○雷保護設備 ○誘導支援設備 ○呼出設備 ○テレビ共同受信設備 ○監視カメラ設備 ○中央監視制御設備 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ 2)屋外電気設備 ○屋外配電線路設備○屋外通信線路設備○発電設備工事 ●接地	II 工事仕様	1)現場説明書、図面及び本特記仕様書に記載されていない事項は、次の仕様書を適用する。 国土交通省大臣官房官房工務部監修 公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)(最新版) 公共建築設備工事標準図(電気設備工事編)(最新版) 公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編)(最新版) 2)機械設備工事及び建築工事を本工事に含む場合、機械設備工事及び建築工事はそれぞれの工事仕様書を適用する。	2 特記仕様	次の表のとおりとし、章は●印の付いたもの、特記事項は●印の付いたものを適用する。			
1 電気方式	特別高圧 ○ 3相 3線式 KV 高圧 ● 3相 3線式 6.6 KV 低圧 ○ 3相 3線式 210V ● 単相 3線式 210 / 105V ○ 3相 線式 V ○ 相 線式 V																
2 受電設備	● C B ○ P F - S ○ P F - C B 遮断容量 12.5 KVA 配電用変圧器総容量 575 KVA 高圧進相用コンデンサー総容量 31.6 KVA 直列アクトル(高圧)コンデンサー容量の 6 % ○屋内 ●屋外 ●キューピタル式 ○開放型 ○閉鎖型 ●油式 ○乾式 ●国のグリーン購入指針に沿った高効率変圧器(トップランナー)とする。 ○あり ●なし ●低圧配電盤には外部配線接続用端子台を設ける。																
3 工事種目	1)屋内電気設備 ●受電設備 ○発電設備 ○静止電源設備 ●動力設備 ●電灯設備 ○構内交換設備 ○時計・拡声設備 ●自動火災報知設備 ○雷保護設備 ○誘導支援設備 ○呼出設備 ○テレビ共同受信設備 ○監視カメラ設備 ○中央監視制御設備 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ 2)屋外電気設備 ○屋外配電線路設備○屋外通信線路設備○発電設備工事 ●接地																
II 工事仕様	1)現場説明書、図面及び本特記仕様書に記載されていない事項は、次の仕様書を適用する。 国土交通省大臣官房官房工務部監修 公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)(最新版) 公共建築設備工事標準図(電気設備工事編)(最新版) 公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編)(最新版) 2)機械設備工事及び建築工事を本工事に含む場合、機械設備工事及び建築工事はそれぞれの工事仕様書を適用する。																
2 特記仕様	次の表のとおりとし、章は●印の付いたもの、特記事項は●印の付いたものを適用する。																
<table border="1"> <tr> <td>章</td><td>項目</td><td>特</td><td>記</td><td>事</td><td>項</td></tr> </table>				章	項目	特	記	事	項								
章	項目	特	記	事	項												
● 一 般	1 機材	<ul style="list-style-type: none"> ●本工事に使用する機材は、設計図書で規定されている仕様を満足し、環境負荷を配慮したものとする。 ○別途工事にて設ける ○設ける ○設けない ○本工事に要する工事用電力、給水等の費用は、完成引き渡しまで基本料金を含め請負者の負担とする。 ●官公署等への諸手続き、各種検査などの費用は請負者の負担とする。 工事完成引き渡しまでの工事に係わる本設電気の基本料金は本工事に ○改修工事の場合は、施工箇所の調査を行うものとし、その方法・範囲は改修工事標準仕様書によるほか、別途指示する。 構内に設けることが ○できる ○できない ●別約の關係請負者が定置したもの、無償で使用できる。 ○本工事で設置する。 ○改修標準仕様書第1編2.1.2によるほか下記による。 ○内部仮設足場等(○種 ○種) ○外部仮設足場等(○種 ○種) 引き渡しを要するもの ○あり ○なし 特別管理産業廃棄物 ○あり ○なし 再資源化を図るもの ○あり ○なし 再資源化を行うもの ○あり ○なし ○構内敷きならし ○指定処分地へ搬入 ●別途指示する。 ●別途指示する。 ●別途指示する。 															
	2 監督員事務所																
	3 工事用電力、給水、その他																
	4 官庁手続き																
	5 本設電気の基本料金																
	6 施工調査																
	7 工事用仮設物等																
	8 足場、さん橋類																
	9 発生材の処理																
	10 再資源の利用																
	11 残土処分																
	12 工事写真																
	13 引き渡し関係書類及び付属品																
	14 提出書類の様式																
	15 耐震処理																
	● 設備機器の固定は、「建築設備耐震設計・施工指針 2014年版」(国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人建築研究所監修)による。なお、施工に際し、耐震強度計算書を監督員に提出し、承諾を受けるものとする。																
	● 地域係数(Z)は1、設計用標準震度(Ks)は下表とする。																
	<table border="1"> <tr> <td>設置場所</td><td>上層階、屋上及び塔屋</td><td>2階以上</td><td>地階及び1階</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>標準震度</td><td>2.0</td><td>1.5</td><td>1.5</td><td></td><td></td></tr> </table>						設置場所	上層階、屋上及び塔屋	2階以上	地階及び1階			標準震度	2.0	1.5	1.5	
設置場所	上層階、屋上及び塔屋	2階以上	地階及び1階														
標準震度	2.0	1.5	1.5														
● 通 事	16 V O C 測定	<ul style="list-style-type: none"> ●設計用垂直地震力は、設計用水平地震力に1/2を乗じたものとする。 ○本工事にて行う(箇所) ○別途工事にて行う ○一般用電気工作物 ○自家用電気工作物 ●委託主任技術者の管理 ○ ○現場に配置して工事部分の保安業務を行う ○現場に配置しない ●最大電力 5.0 kW以上の場合は、原則として第一種電気工事士により施工する。 ●原則として全てエコ電線、エコケーブルを用いる。 ●ブルボックスの蓋で、一辺の長さが800mmを超えるものは、原則として両引きスライド式とする。 ●隣べい部に設けるブルボックスの蓋のとめねじは、原則として蝶ねじとする。 ●接地端子はブルボックスに接続する。 ●露の恐れのある外壁にやむを得ずボックスを埋め込む場合は、結露防止断熱カバーを取付け、電線線部はシリコン系コーティング材を充填する。 ●P F 管の場合、コンクリートに埋設する位置ボックス類は金属製とする。 ●特記の無いブレート類は(○新金属製 ○樹脂製 ○ステンレス製)とする。 ●ブルボックス及びジョイントボックス等のカバーブレートには印字テープ等で用途名を表示する。 ●取り外し再使用機器は、清掃、絶縁測定のうえ取り付ける。 ○屋外、○屋内(○画面で指定する部分 ○機械室、E P S以外の全ての部分) ●完全塗装しない ●検定付きとする ●別途指示する ●分電盤、制御盤、端子盤などに二次側以降にある配線器具等の取付位置や配管配線の経路等は機能を優先し、監督員と協議する。 ●長さ1m以上の通線を行わない配管には、太さ1.2mm以上の樹脂被覆鉄線等を挿入する。 ○コア抜きの前に埋設配管及び鉄筋の位置確認を行う。(○超音波 ○X線) 															
	17 電気工作物																
	18 電気管理体制																
	19 電気保安技術者																
	20 施工従事者																
	21 電線、ケーブル																
	22 ポックスタイプ																
	23 P F 管																
	24 ブレート類																
	25 表示																
	26 再使用機器																
	27 塗装を行う																
	金属製露出管路																
	28 電力量計																
	29 機器類取付高さ																
	30 配管、配線など																
	31 呼び線																
	32 埋設配管調査																



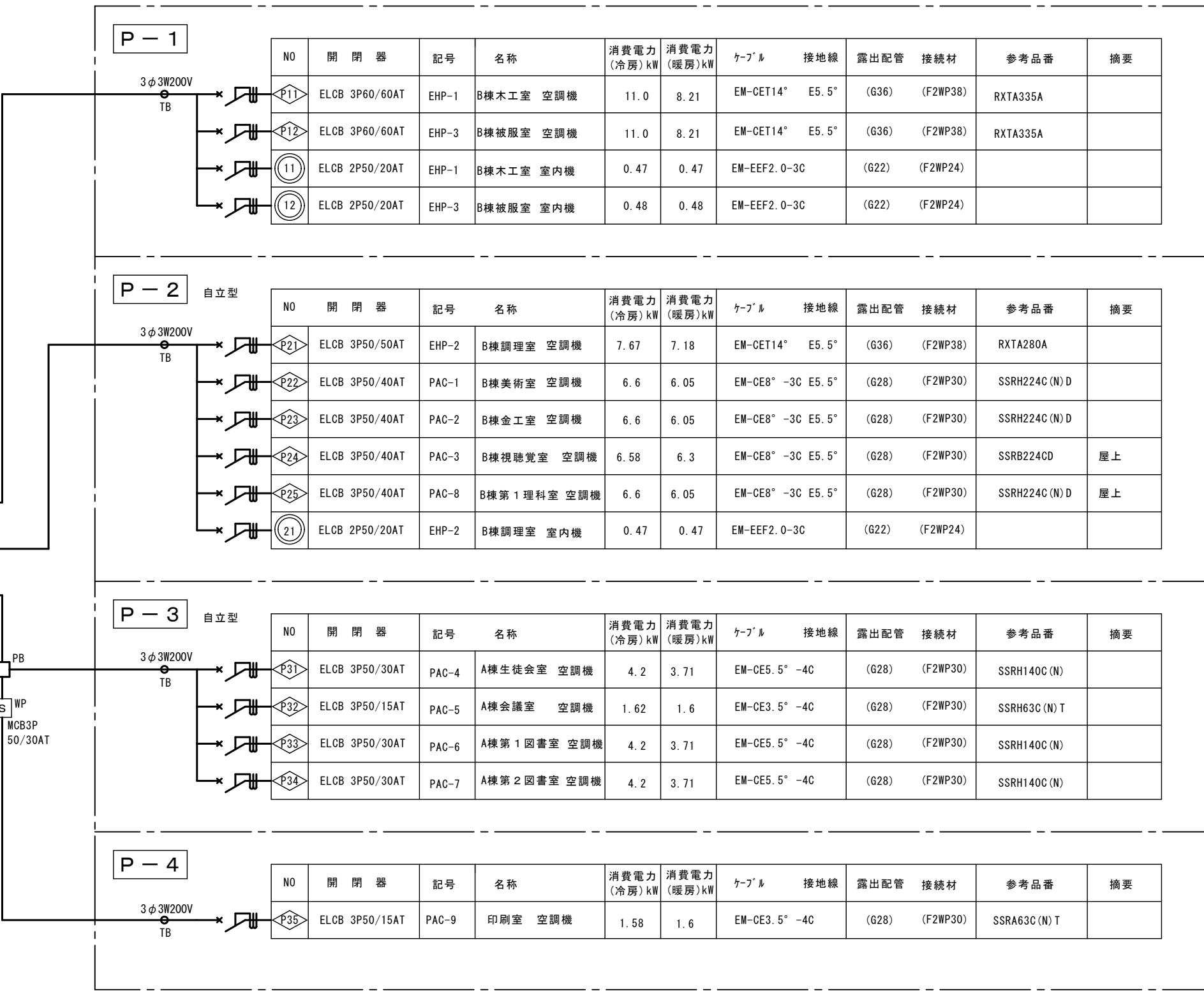
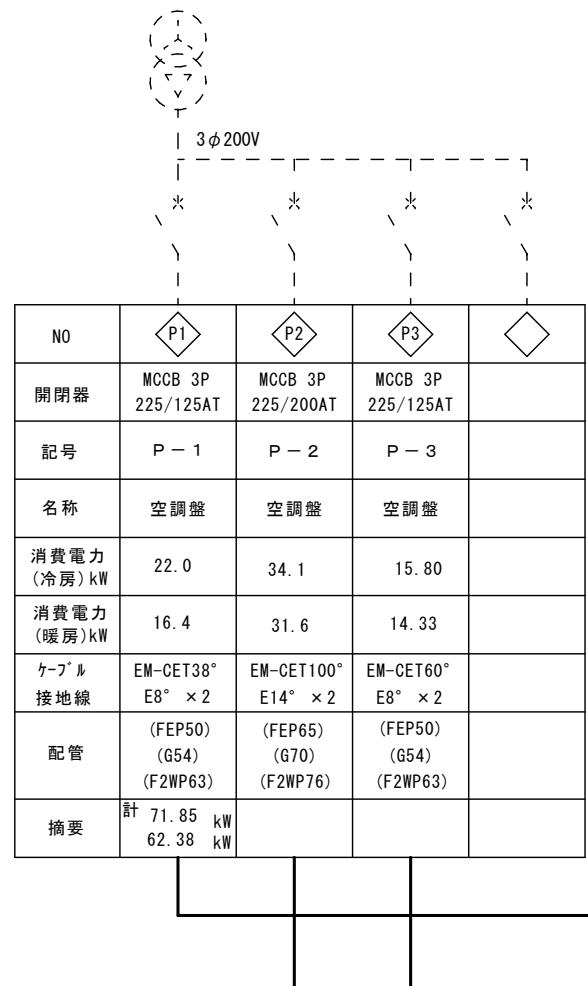
新設 1次変電設備

正面図
基礎は建築工事側面図
新設屋外キューピクル式変電設備

工事概要

- 既設 1次変電設備を 2次変電設備に改修する。
 - 1次変電設備を新設する。
 - 屋外キューピクル変電設備 動力変圧器300kVA・SR・SC等を新設する。
 - 変電設備新設に伴い高圧ケーブル・接地線の撤去新設を行う。
 - 空調用配線用遮断器の新設を行う。
 - 高圧気中開閉器PASの更新を行う。
 - 総合試験一式を行う。
- 凡例
- 改修対象機器類を示す。
 - 既設 対象外機器類を示す。
 - ×印は撤去を示す。
- 耐震仕様は特記仕様による
 - 「高圧危険」等の表示板の取付をおこなう。
 - 総容量 575kVA 東京電力 契約電力 333kW 消防設備 申請設備容量 431kW
 - 10形消火器 (ステンレス箱入り) の設置を行う。

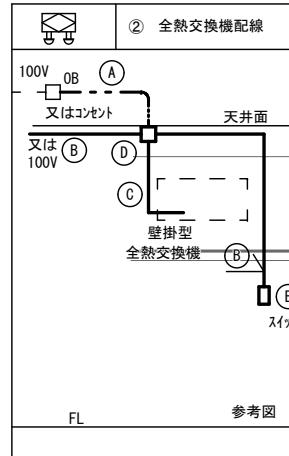
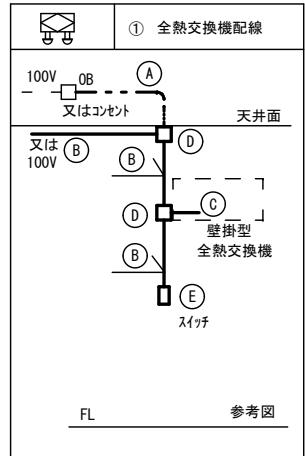
受変電設備



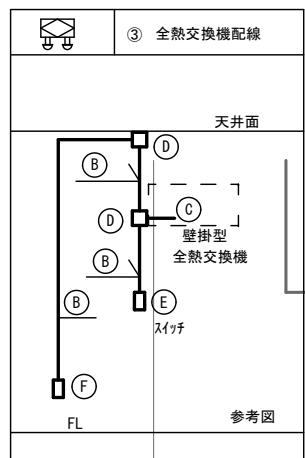
注記 (各盤共通)

- 図中記号は、下記による。
- 回路盤号 AC-3φ 2W-200Vを示す。
- 回路盤号 AC-3φ 3W-200Vを示す。
- 特記なき分電盤は、屋外防水形壁掛スイッチ製とする。
- 分電盤の塗装は、指定色とする。
- 凡例
 - 配線用ブレーカー
 - 漏電ブレーカー
- ELB回路がある分電盤は、専用接地座を取付る。
- 破線は受変電設備別図参照。

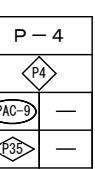
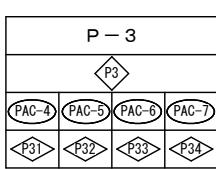
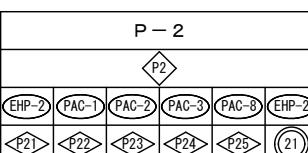
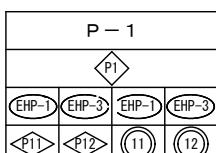
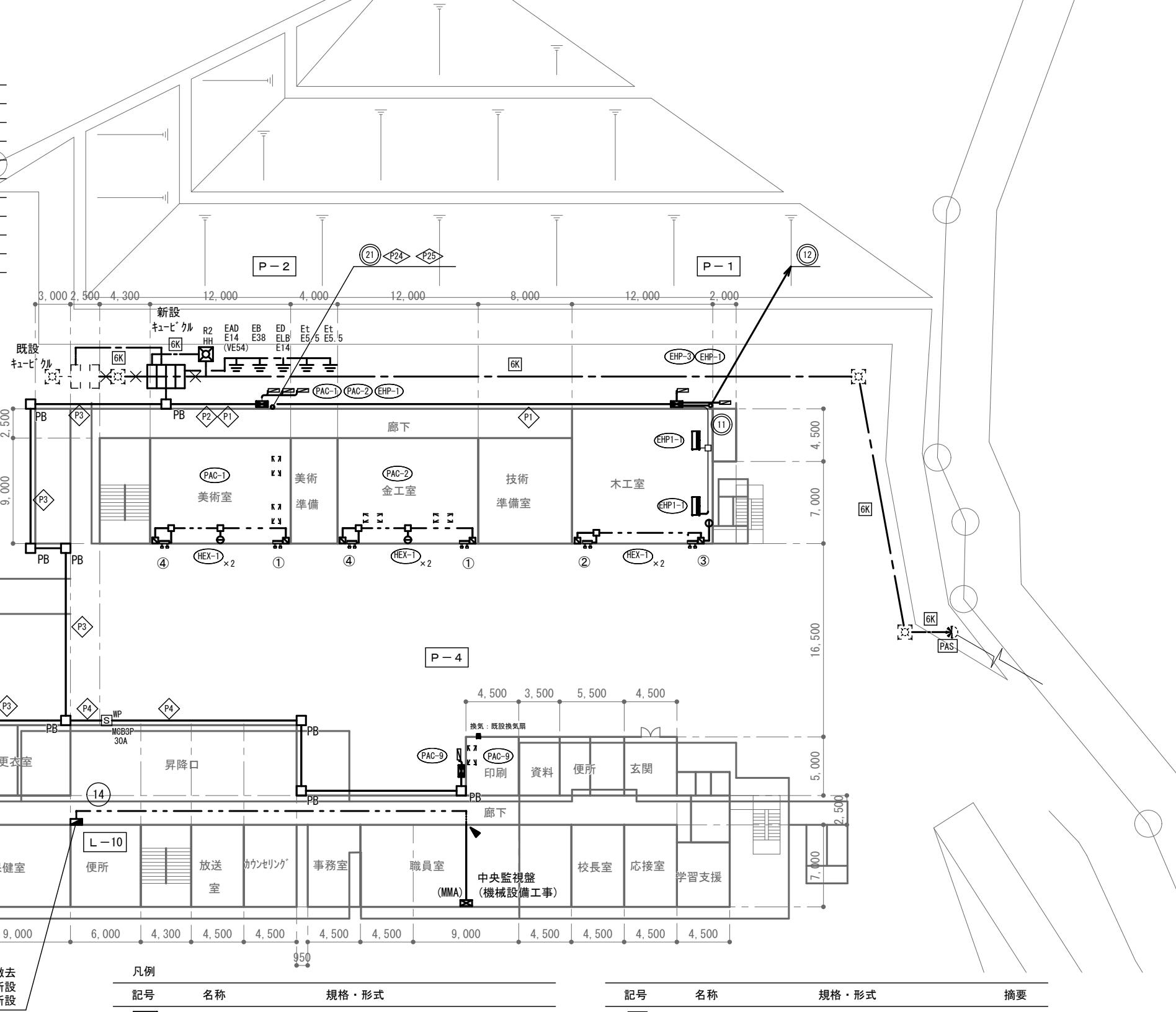
国府中学校



記号	名称	規格・形式
(A)	EEF1.6-3C(天井内)	
(B)	EEF1.6-3C(MMA)	メタルモールA型
(C)	CE1.25°-3C(MMA)	メタルモールA型
(D)	□ コナー・ジ・ヤンクションボ'ウクス	
(E)	□ 全熱交換機スイッチ (1個用スイッチボ'ウクス)	
(F)	○ 既設コンセント撤去 壁	
	新設コンセント2P15A×2 (1個用スイッチボ'ウクス)	
	既設コンセント撤去 天井 新設コンセント2P15A抜止×1	



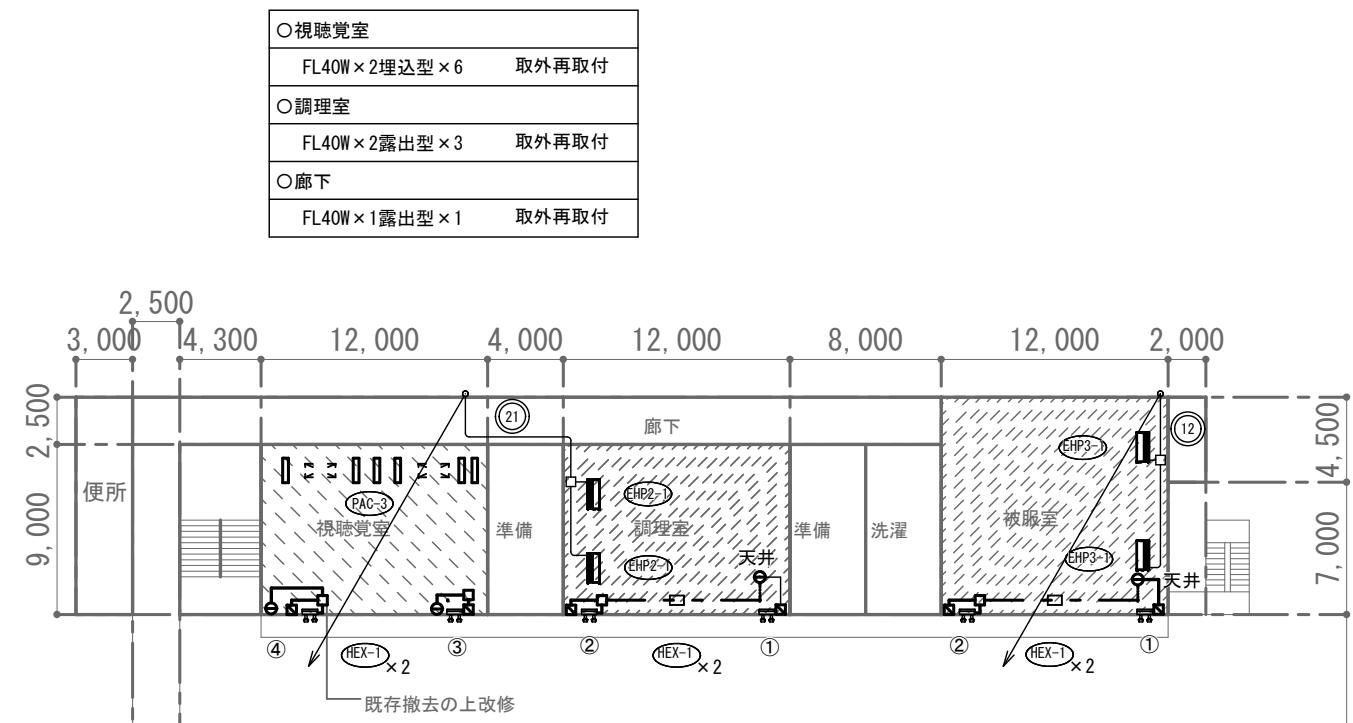
○美術室	火災報知熱感知器 × 1	取外し移動
	空調機吹出より 1.5m 以上	
	フラッシュブレートブランク × 1	取外し再取付
○金工室	FL40W × 2 吊下型 × 3	取外し再取付
○廊下	FL40W × 1 露出型 × 1	取外し再取付



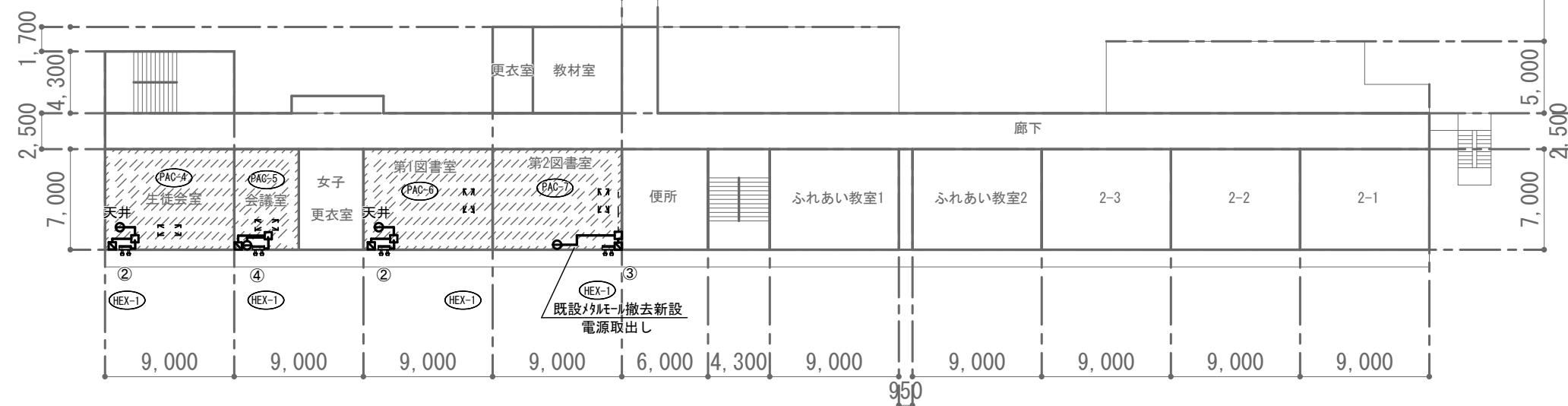
記号	名称	規格・形式
	電灯分電盤	
	動力分電盤	
 PB	プロボックス	屋外設置はステンレス防水形
	はつり補修	
— — — —	露出配管配線	
— — — —	地中埋設配管配線	
— — — —	天井隠蔽配線	二重天井内配線は、ケーブル工事とする。
— — — —	ケーブル露出部分	はマヘルモル又は鋼管で保護する。
(EHP系統) 屋内機配線はEM-EEF1.6-3C冷媒共巻とする。		
エスパンション部分は保護管アリを使用する。		
室外機配線は分電盤結線図を参照		

記号	名称	規格・形式	摘要
	高圧気中開閉器	7.2kV300A VT, LAP内蔵	SUS製 方向性SOG 撤去, 新設
	コンクリート柱		既設
	接地工事	EAD:AD種 EB:B種 ED:D種 (ELB)	Et:測定用 新設
接地埋設標			
	HH	ハンドホール 900×900×900H R2:R2K-60	破線は既設 新設
	キュービクル		破線は既設 新設
	6KV	EM-CET38° (FEP80) (G82)	新設
○埋設管路について			
地中埋設管路には、埋設標識シート・地中埋設標を設置する。			
電気用配管の土被りは、GL-600mm以上とする。			

B棟

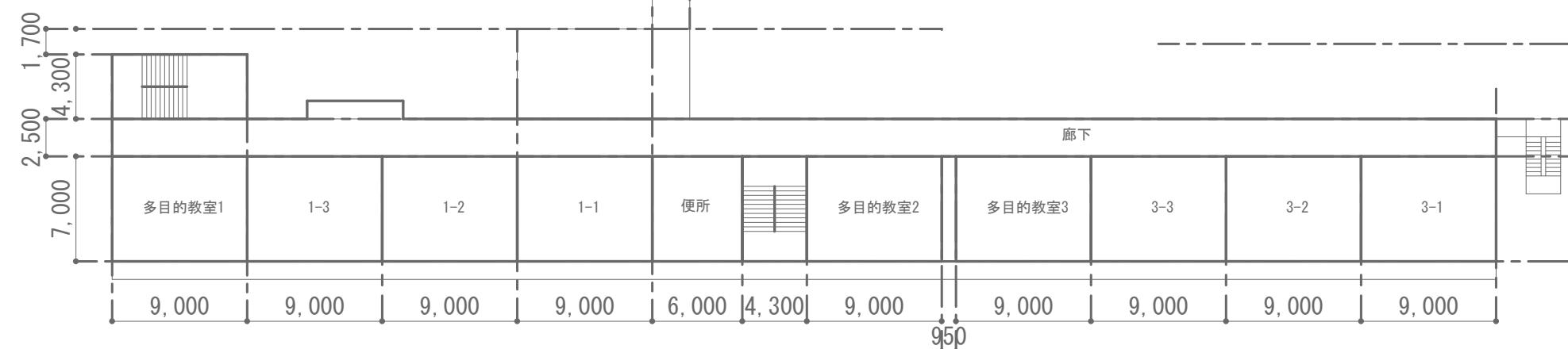


A棟



○生徒会室
FL40W×1露出型×1 取外再取付
○会議室
FL40W×1露出型×1 取外再取付
○第1図書室
FL40W×1露出型×1 取外再取付
○第2図書室
FL40W×1露出型×1 取外再取付

A棟



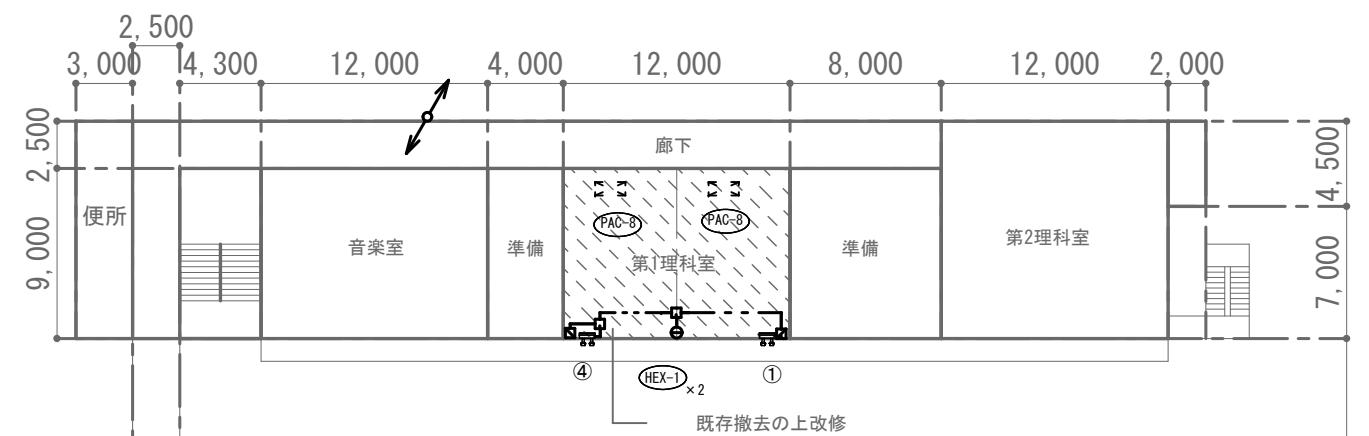
B棟

○屋上
既設屋外機撤去に伴う電源撤去 ×1
CV5.5° -4C (G28)

○屋上
既設屋外機撤去に伴う電源撤去 ×1
CV5.5° -4C (G28)



B棟 屋上平面図



大磯町立国府中学校空調改修工事

特記仕様書

I. 工事概要

1. 工事場所 神奈川県大磯町月京40番地1号

2. 建物概要

建物名称	構造	階数	建築基準法による延べ面積(m ²)	消防法施行令別表第一	備考
国府小学校	R C	地上3階	5,210m ²	7項	

(備考中の特定の施設、一般的の施設とは耐震安全性の分類を示す。)

3. 工事種目(●印の付いたものを適用する)

建物別及び屋外工事種目	工事種別		屋外
	大磯小学校	その他	
● 空気調和設備	一式		
● 换気設備	一式		
○ 排煙設備			
● 自動制御設備	一式		
○ 衛生器具設備			
○ 給水設備			
○ 排水設備			
○ 給湯設備			
○ 消火設備			
○ 廉房設備			
○ ガス設備			
○ 洗化槽設備			
○ 雨水利用設備			
○ 排去工事			
○			

4. 指定部分 ● 無 ○ 有 (部位 : 指定部分工期 平成 年 月 日)

5. 設備概要(●印の付いたものを適用する。)

方式及び種別	設備概要			
空調方式	●空冷ヒートポンプ方式			
主要熱源機器	○			
自動制御方式	○ 電気式 ○ 電子式 ○ デジタル式			
給水方式	○ 高層方式 ○ 受水槽+加圧ポンプ方式 ○ 水道直結方式			
排水方式	建物内の汚水と雑排水(○ 合流式 ○ 分流式) ポンプ排水 ○ 有(汚物 ○ 雜排水 ○ 洪水) ○ 無 建物外放流先 (1) 汚水 ○ 直放流水下水管 ○ 凝水槽 (2) 雜排水 ○ 直放流水下水管 ○ 凝水槽			
消防設備の種類	○ 屋内消火栓設備 ○ ガス系スプリンクラー設備 ○ 泡消火設備 ○ 連結散水設備 ○ 連結送水管 ○ 不活性ガス消火設備(○)			

6. 改修内容(改修工事のみ)

方式及び種別	改修内容(改修工事のみ)			
空調方式				

II. 工事仕様

1. 共通仕様

(1) 図面及び本特記仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部制定の下記仕様書等のうち、●印の付いたものを適用する。
●公共建築工事標準仕様書 機械設備編(最新年度版) (以下「標準仕様書」という。)
●公共建築設備工事標準図(機械設備工事編) (最新年度版) (以下「標準図」という。)

(2) 電気設備工事及び建築工事を本工事に含む場合は、電気設備工事及び建築工事はそれぞれの特記仕様書を適用する。

2. 特記仕様

章、項目及び特記事項は、●印の付いたものを適用する。

章	項目	特記事項
● 一般共通事項(建築工事による)	○ 適用区分	建築基準法に基づき定まる風圧力及び積雪荷重の算定には次の条件を用いる。 ○ 風圧力 風速(V ₀ = m/s) 地表面粗度区分(○ I ○ II ○ III ○ IV) ○ 積雪荷重 建設省告示第1455号における区域別表(24)
○ 環境への配慮	(1) 建築物内部に使用する材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有すると共に、次の①から④を満たすものとする。 ①合板、木質系フーリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、壁紙、接着剤、保材、絆材、断熱材、塗料、仕上塗材は、アセドアルデヒド及びステレンを発散しない又は発散が極めて少ない材料で、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分に応じた材料を使用する。 ②接着剤及び塗料は、トルエン、キシレン及びエチルベンゼンの含有量が少ない材料を使用する。 ③接着剤は、可塑剤(タル酸ジ-n-ブチル及びタル酸ジ-2-エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑剤を除く)が添加されていない材料を使用する。 ④①の材料を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器類は、ホルムアルデヒド、アセドアルデヒド及びステレンを発散しない、発散が極めて少ない材料を使用したものとする。 (2) 設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分において、「規制対象外」とは次の①又は②に該当する材料を指し、同区分「第三種」とは次の③又は④に該当する材料を指す。 ①建築基準法施行令第20条の7第1項に定める第一種、第二種及び第三種ホルムアルデヒド発散量材料以外の材料 ②建築基準法施行令第20条の7第4項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料 ③建築基準法施行令第20条の7第1項に定める第三種ホルムアルデヒド発散建築材料 ④建築基準法施行令第20条の7第3項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料 (1) 本工事に使用する材料・機材等は、設計図書に定める品質及び性能の他、通常有すべき品質及び性能を有するものとする。 (2) 別表-1に機材等が記載された製造業者等は、次の①から⑥すべての事項を満たすものとし、この証明となる資料又は外部機関が発行する品質及び性能等が評価され	

たことを示す書面を提出して監督職員の承認を受ける。ただし、製造業者等が記載されているものは、証明となる資料等の提出を省略することができる。
①品質及び性能に関する試験データを整備していること。
②生産施設及び品質の管理を適切に行っていること。
③安定的な供給が可能であること。
④法令等の定めに許可、認可、認定又は免許を取得していること。
⑤製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。
⑥販売、保守等の営業体制を整えていること。

構内につくることが ○ できる ○ できない

● 工事用仮設物

● 足場その他

● 建設発生土の処理

● 埋戻し土・盛土

● 運転操作説明板

● 機材の承認図

● 総合調整

● 電動機

● 電源周波数

● 容量等の表示

● 耐震措置

● 50Hz ○ 60Hz

(1) 機器類の能力、容量等は表示された数値以上とする。

(2) 電動機出力、燃料消費量、圧力損失等は、原則として表示された数値以下とする。

設備機器の固定は次によるほか、建築設備耐震設計・施工指針2005年版(国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人建築研究所)による。

(1) 設計用水平地震力は、機器の質量(自由表面を有する水槽その他の貯蔵にあっては有効質量)に、地域係数1.0及び次に示す設計用標準水平震度を乗じるものとする。

設計用標準水平震度

設置場所	機器種別	○ 特定の施設	● 一般の施設
重要機器	一般機器	重要機器	一般機器
上層階	機器	2.0	1.5
屋上及び塔屋	防振支持の機器	2.0	2.0
	水槽	2.0	1.5
中間階	機器	1.5	1.0
	防振支持の機器	1.5	1.5
	水槽	1.5	1.0
地階・1階	機器	1.0	0.6
	防振支持の機器	1.0	1.0
	水槽	1.5	1.0

・上層階とは2~6階建の場合は最上階、7~9階建の場合は上層2階、10~12階建の場合は上層3階、13階建以上の場合は上層4階とする。

・中間階とは地階、1階を除く各階で上層階に該当しないもの

・重要機器は次による。

[名称: 、記号:]、[名称: 、記号:]、[名称: 、記号:]、[名称: 、記号:]、[名称: 、記号:]、[名称: 、記号:]

・水槽類にはオイルタンクを含む。

(2) 設計用船底地震力は、設計用水平地震力の1/2とする。

○ 地中埋設樁等

○ 配管

○ 絶縁継手

○ 保温

○ 地中埋設樁等

○ 配管

○ 絶縁

○ 保温

○ 塗装

○ 電線類

○ 天井仕上区分

● 吊り及び支吊金物

● 施工調査

○ 既存躯体への穿孔

● 試験

建築基準法に基づき定まる風圧力及び積雪荷重の算定には次の条件を用いる。

○ 風圧力
風速(V₀= m/s)
地表面粗度区分(○ I ○ II ○ III ○ IV)

○ 積雪荷重
建設省告示第1455号における区域別表(24)

(1) 建築物内部に使用する材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有すると共に、次の①から④を満たすものとする。

①合板、木質系フーリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、壁紙、接着剤、保材、絆材、断熱材、塗料、仕上塗材は、アセドアルデヒド及びステレンを発散しない又は発散が極めて少ない材料で、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分に応じた材料を使用する。

②接着剤及び塗料は、トルエン、キシレン及びエチルベンゼンの含有量が少ない材料を使用する。

③接着

空調機器表

全ての空調屋内機はインテリゾ[®]エントリコントローラーに接続可能なアダプターを付属する。EHP屋内機には1対1でワイヤードリモコン付とする。

PACには屋外機台数1台に付き屋内機に1個のワイヤードリモコン付とする。

屋外機には『転倒防止ワイヤー』を付属。

空調機は公共建築仕様とする

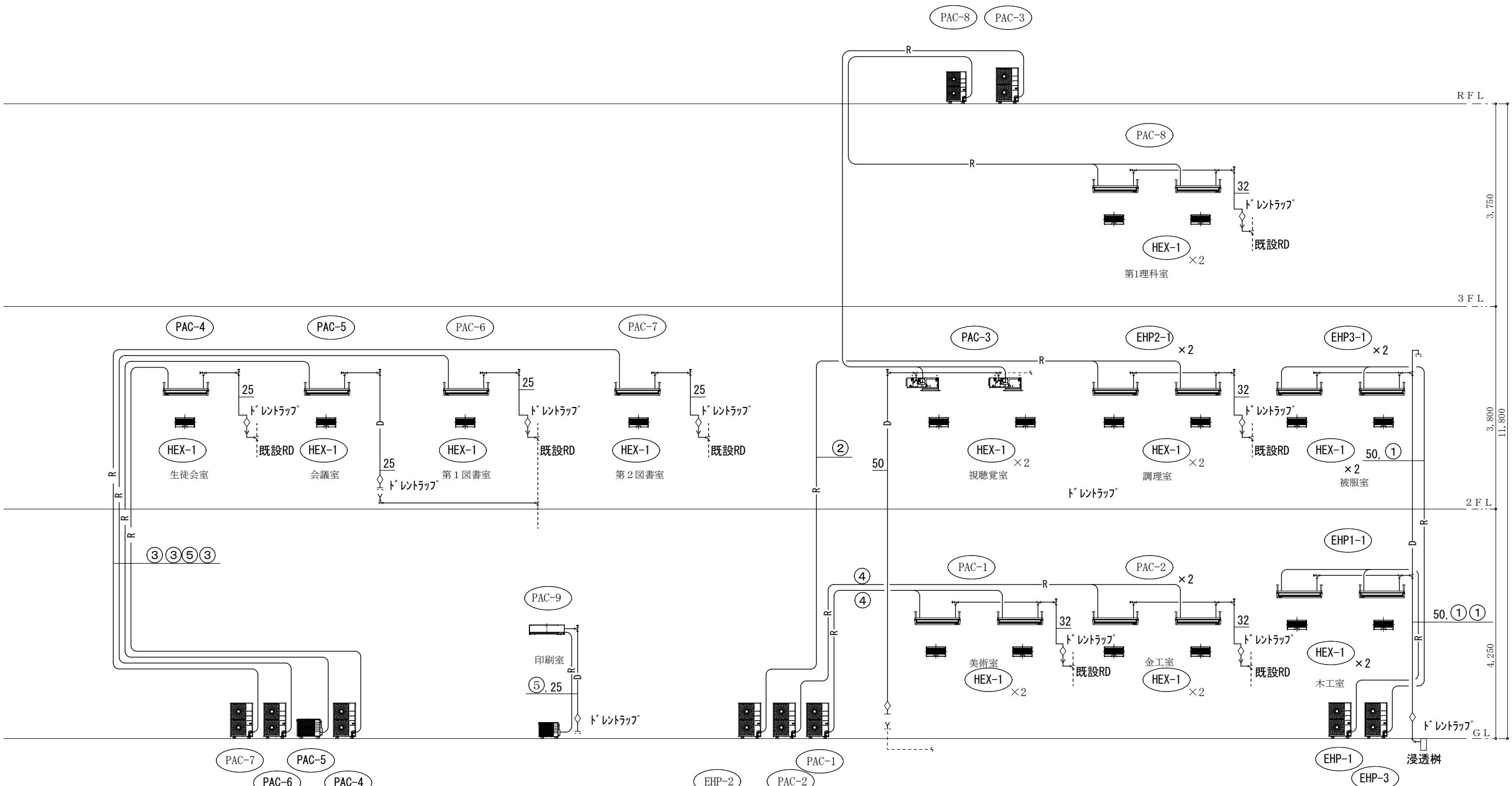
『空調機付属アセチルフィルター』の無い機
空調機は公共建築仕様とする

『空調機付属のリモコン』の無い機器は、『別直さるリモコン』付とする。

植物標器書

（電気工事へ支給）
⑦：ワイヤードリコン
※HEXには1対1でワイヤードリコン付とする。

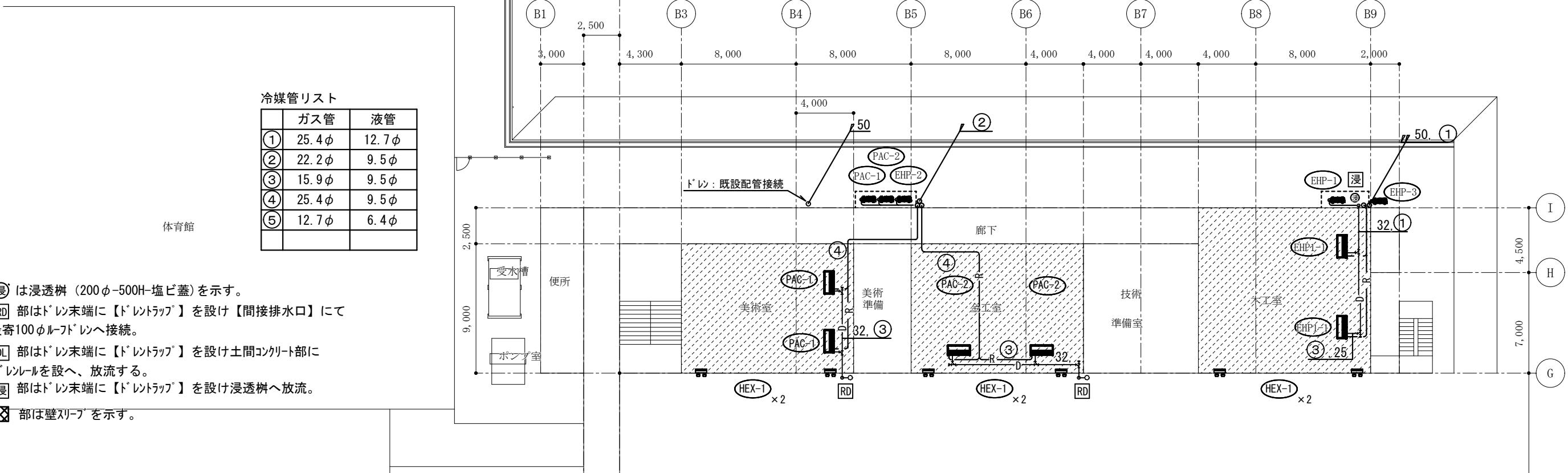
国府中学校特別教室等空調設備整備工事	図面名称 空調換気設備 機器表1	日付	画面番号 M-02
	縮尺	採用	区分
	N/S		



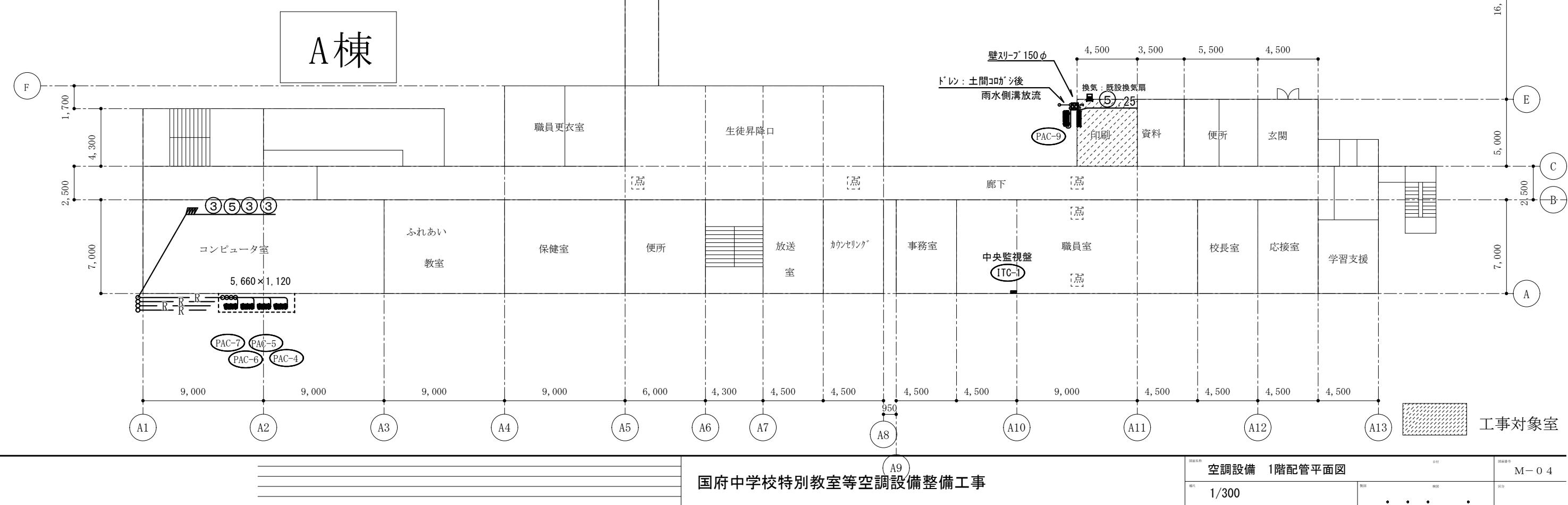
空調配管系統図

1 階

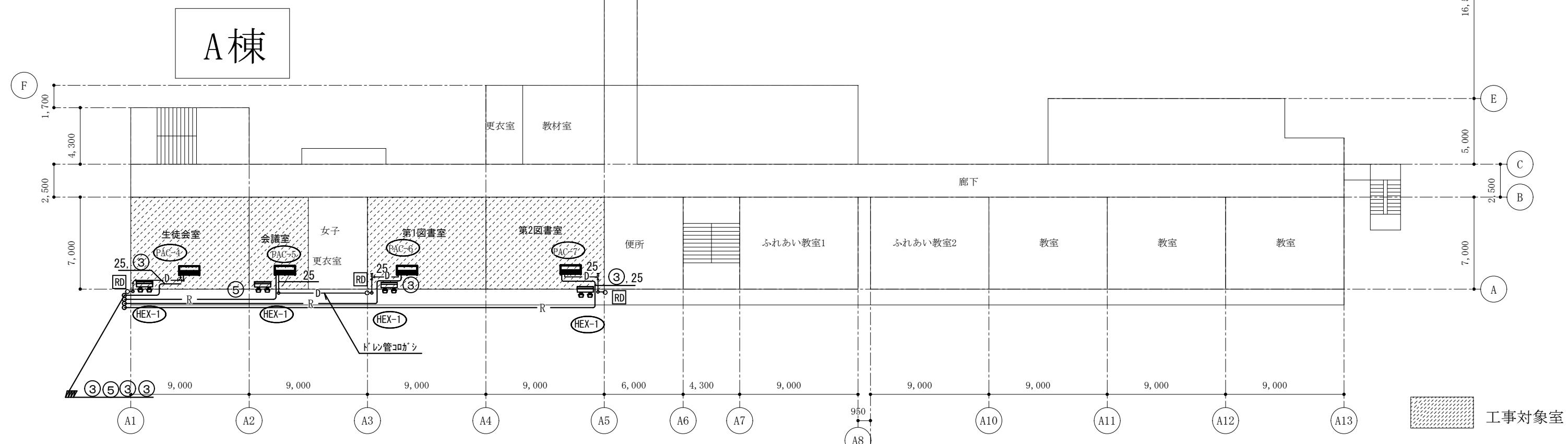
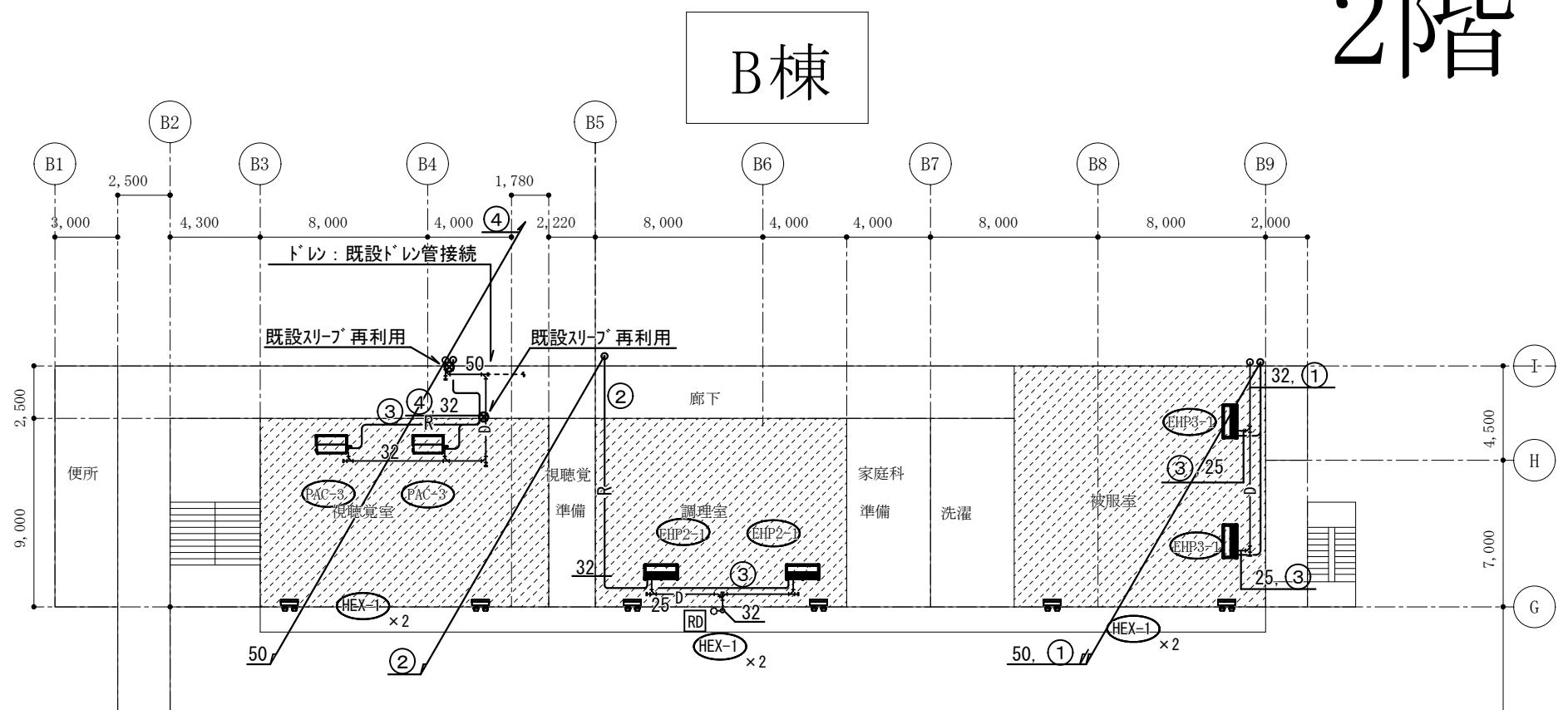
B棟



A棟



2階



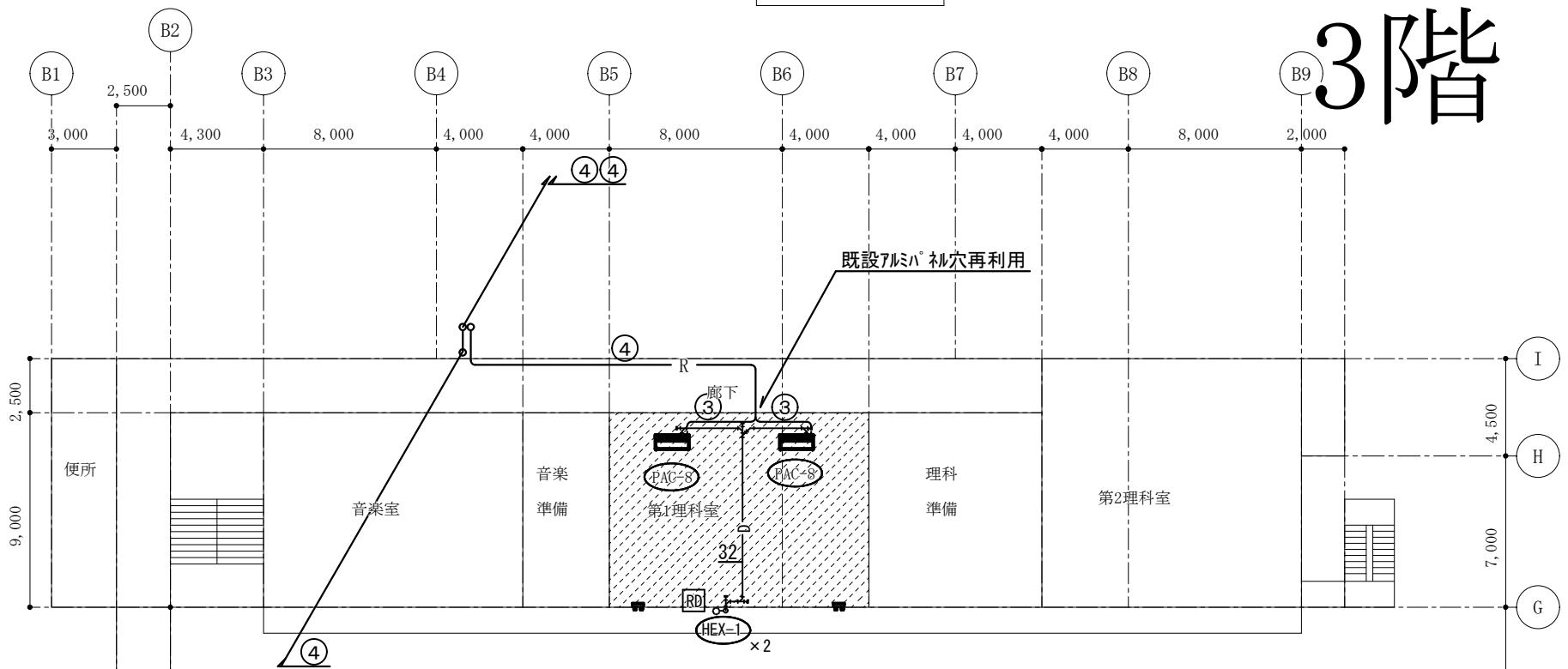
B棟

3階

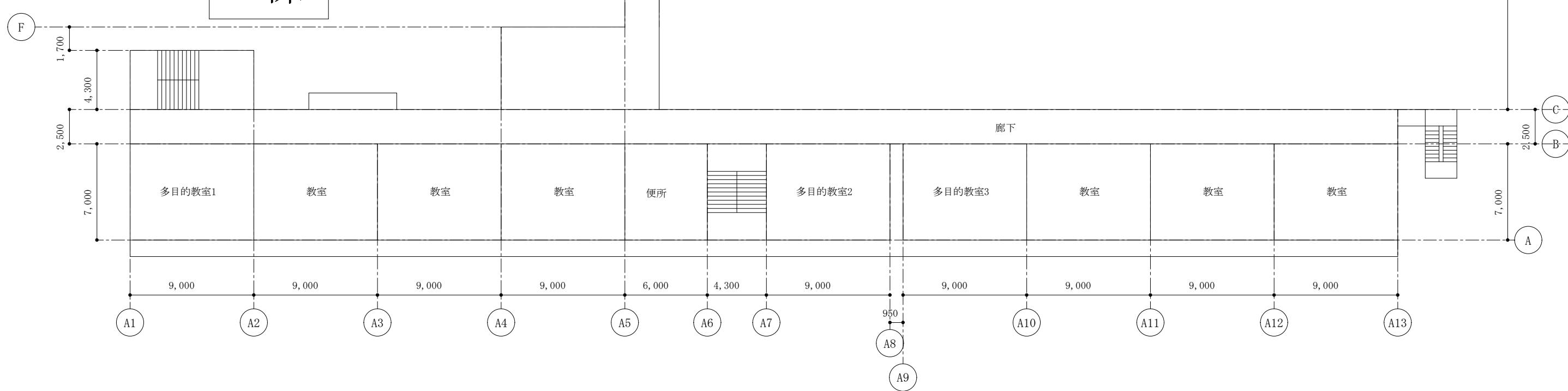
冷媒管リスト

	ガス管	液管
①	25.4φ	12.7φ
②	22.2φ	9.5φ
③	15.9φ	9.5φ
④	25.4φ	9.5φ
⑤	12.7φ	6.4φ

※: RD部はドレン末端に【ドレントラップ】を設け【間接排水口】にて最寄100φルートドレンへ接続。



A棟

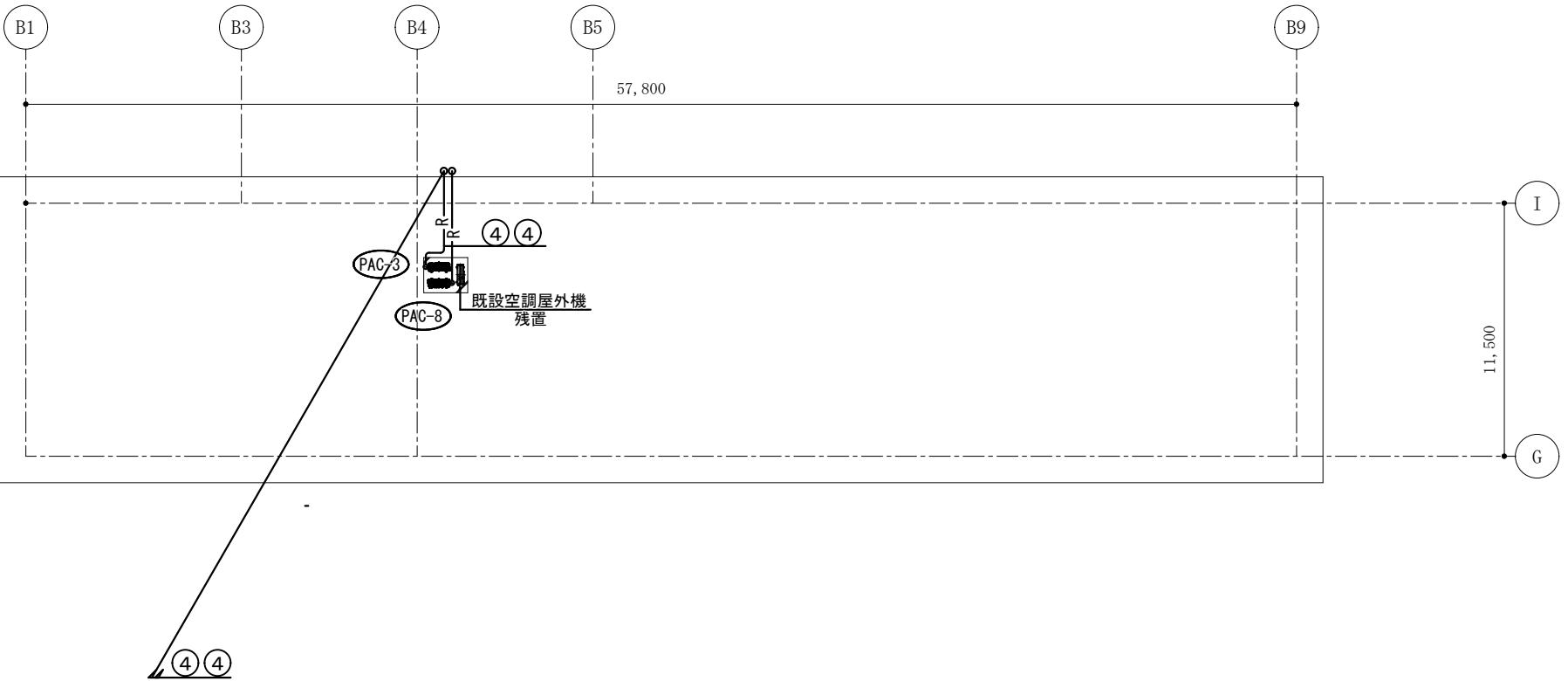


B棟

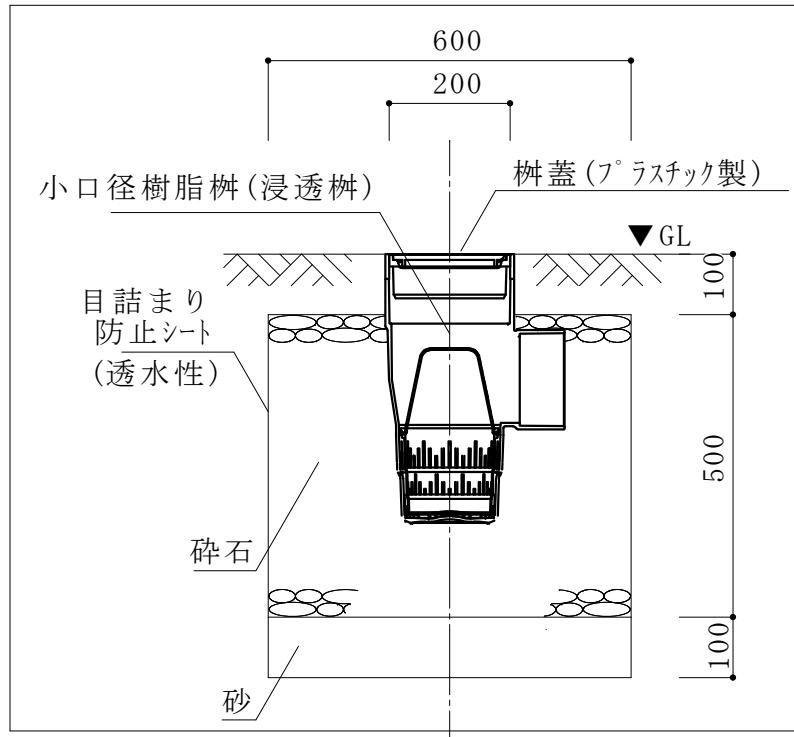
R階

冷媒管リスト

	ガス管	液管
④	25.4φ	9.5φ

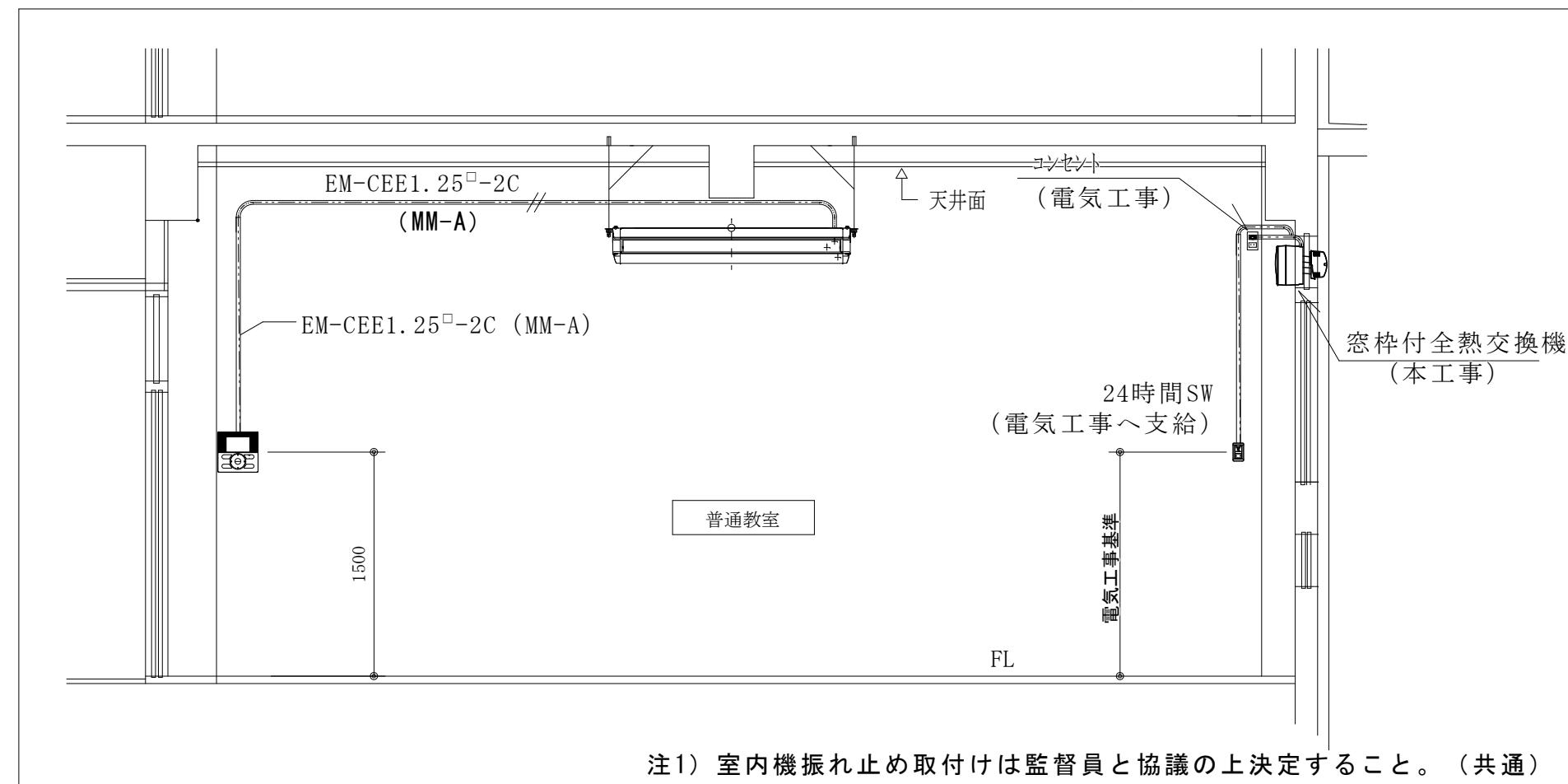


空調ドレン用 浸透枠参考図 N.S.



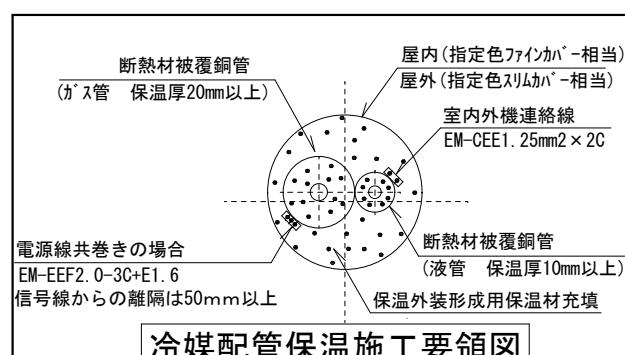
室内機リモコンSW取付要領図

※照明、梁等に近接する空調屋内機は天井から適宜空間を設け吊下げとし、支障が無ければ天井面へ隙間なく吊下げ。



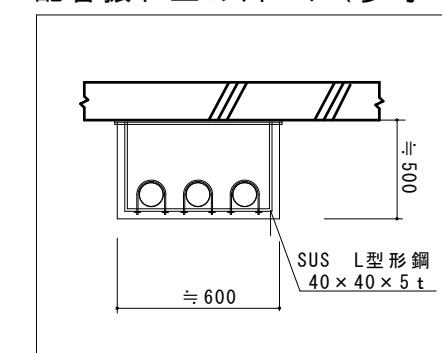
注1) 室内機振れ止め取付けは監督員と協議の上決定すること。 (共通)

配管振れ止めサート (参考1)

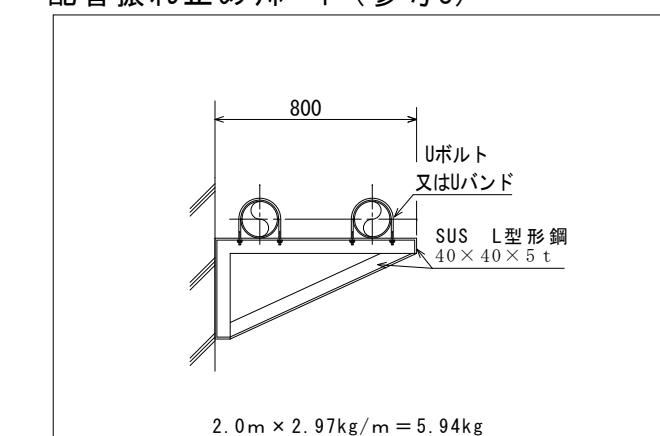


※EHPは屋内電源送り電気工事 (冷媒共巻き)
※PACは屋内電源送り本工事 (冷媒共巻き)

配管振れ止めサート (参考2)



配管振れ止めサート (参考3)



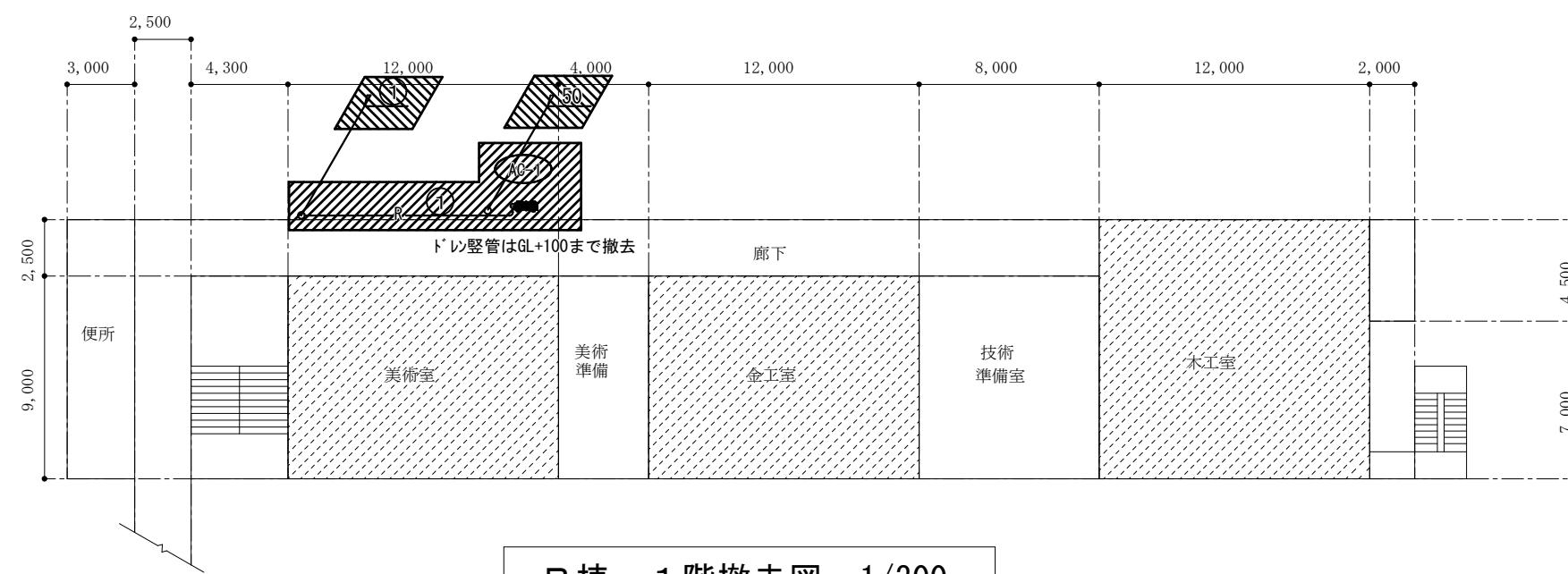
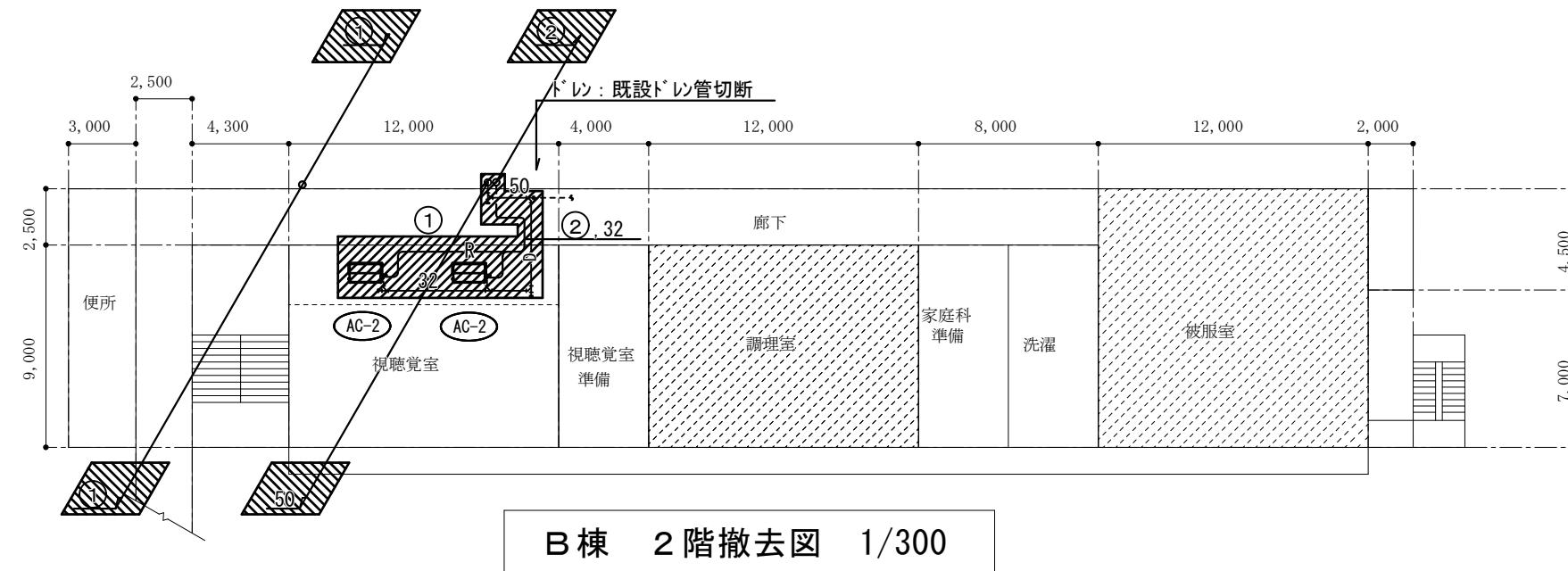
2.0m x 2.97kg/m = 5.94kg

既設空調機器表

記号	名称	仕様	動力			起動方法	台数	設置場所	備考
			φ	V	kW				
AC-1	既設空調機1	型式：天吊シングル型 能力：冷房：5.6kW 暖房：6.3kW	3	200	1.62	一	1	B棟3階 第一理科室 (屋外機G.L設置)	
AC-2	既設空調機2	屋外機 ビル用マルチ空調機 能力：冷房：22.5kW 暖房：25.0kW 屋内機 天井ビルトイン型 能力：冷房：11.2kW 暖房：12.5kW 吸込側：ハーフカセット+キンバーツ継手30cm共 吹出側：VHS1,400×320+キンバーツ継手30cm共	3	200	6.5	一	1	B棟2階 視聴覚室 (屋外機屋上設置)	
							2		

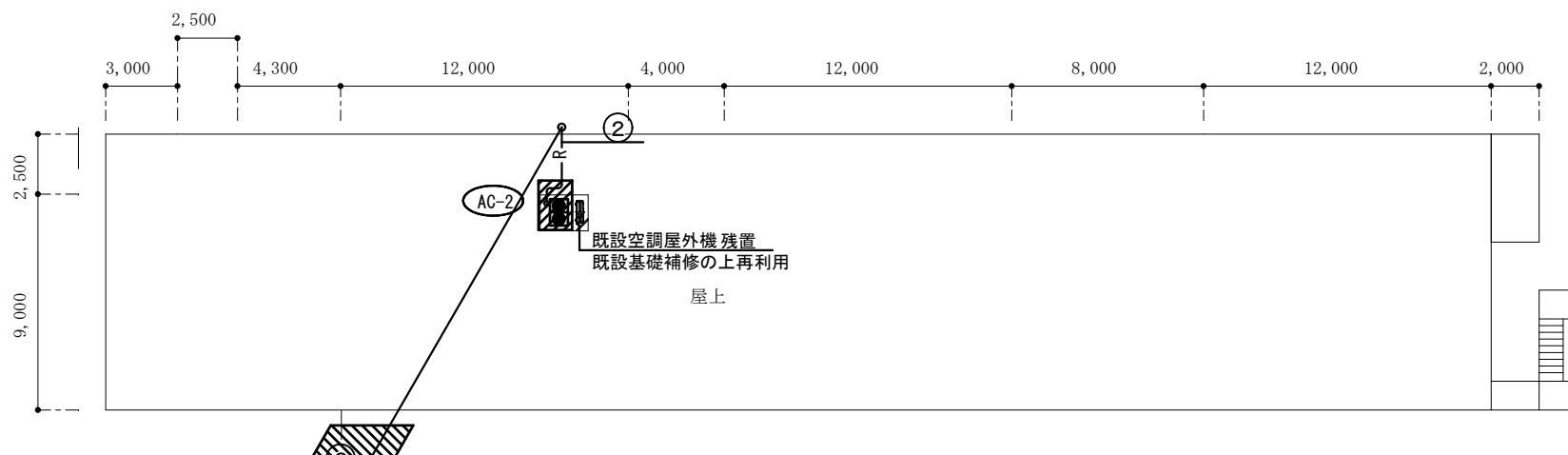
冷媒管リスト

	ガス管	液管
①	15.9φ	9.5φ
②	25.4φ	9.5φ

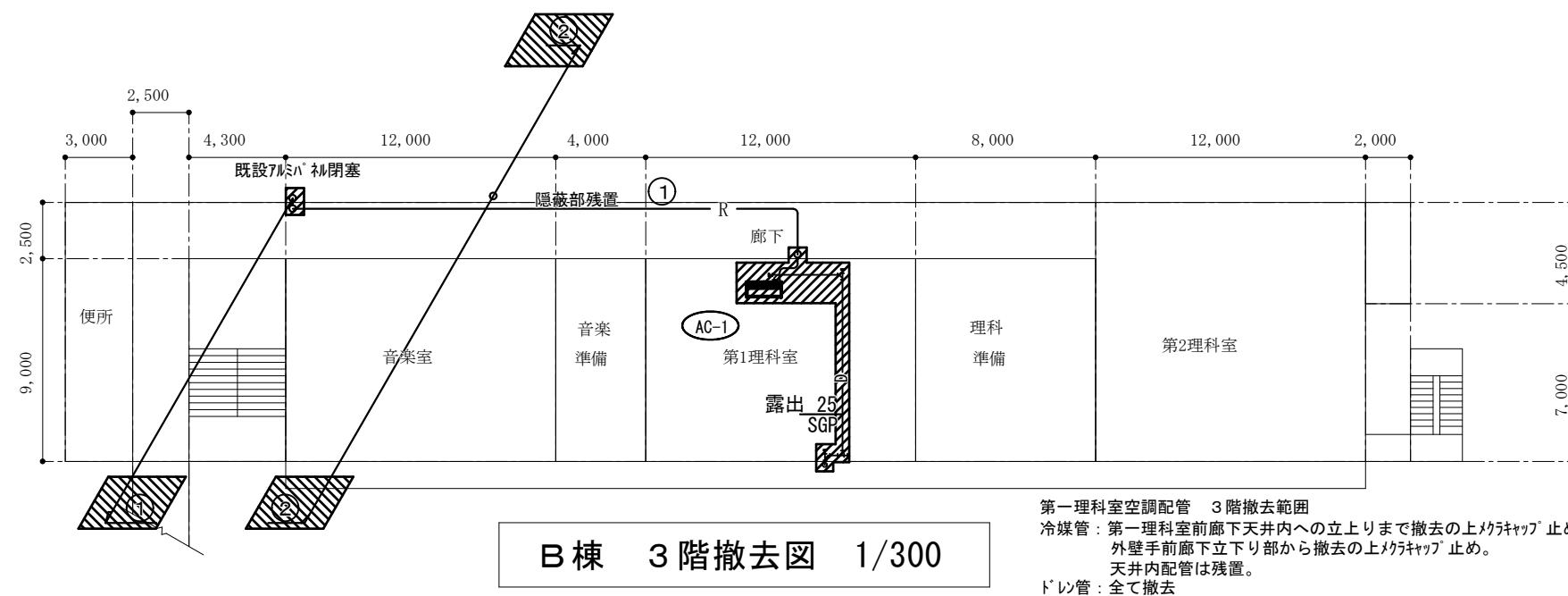


冷媒管リスト

	ガス管	液管
①	15.9φ	9.5φ
②	25.4φ	9.5φ



B棟 屋上撤去図 1/300



B棟 3階撤去図 1/300

第一理科室空調配管 3階撤去範囲

冷媒管: 第一理科室前廊下天井内への立上りまで撤去の上メラキャップ止め。

外壁手前廊下立下り部から撤去の上メラキャップ止め。

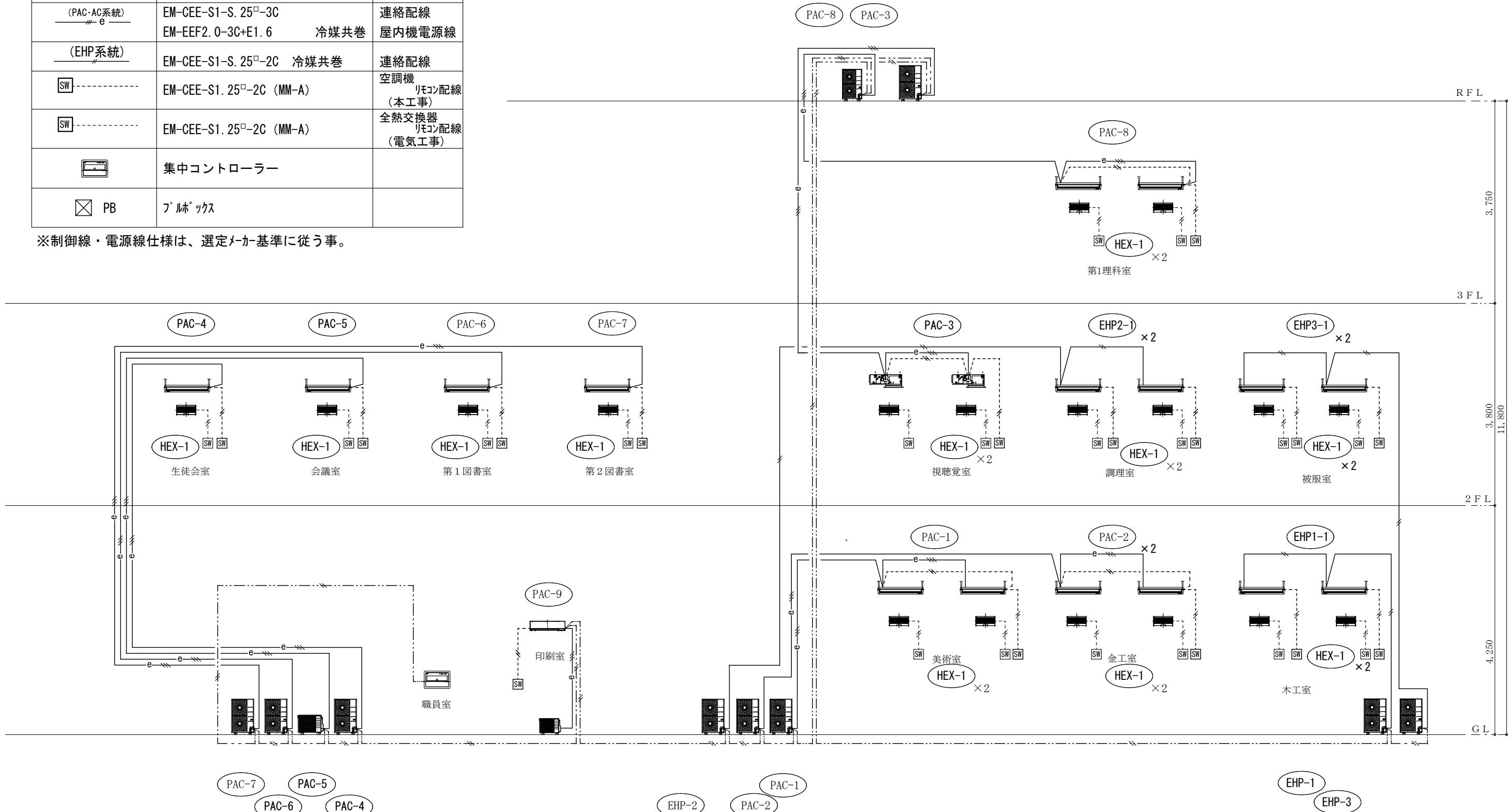
天井内配管は残置。

ドレン管: 全て撤去

凡例

(集中コントローラー系統)	EM-CEE-S1.25 [□] -2C (G16)	連絡配線
(PAC・AC系統)	EM-CEE-S1-S.25 [□] -3C EM-EEF2.0-3C+E1.6	連絡配線 冷媒共巻
(EHP系統)	EM-CEE-S1-S.25 [□] -2C	連絡配線
SW	EM-CEE-S1.25 [□] -2C (MM-A)	空調機 リモコン配線 (本工事)
SW	EM-CEE-S1.25 [□] -2C (MM-A)	全熱交換器 リモコン配線 (電気工事)
□	集中コントローラー	
☒ PB	フルボックス	

※制御線・電源線仕様は、選定メーカー基準に従う事。



空調計装配線系統図

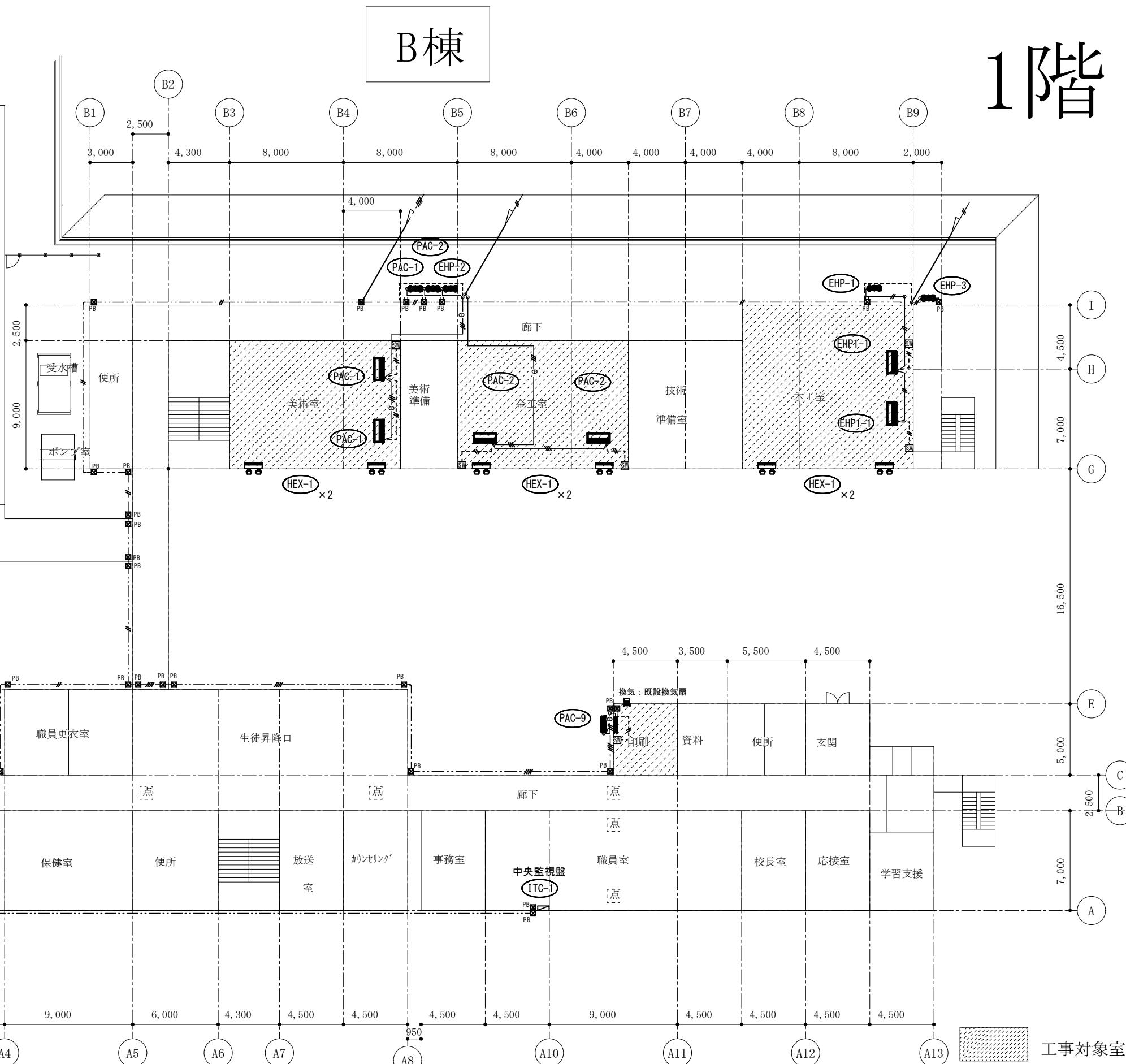
1 隅自

B棟

凡 例

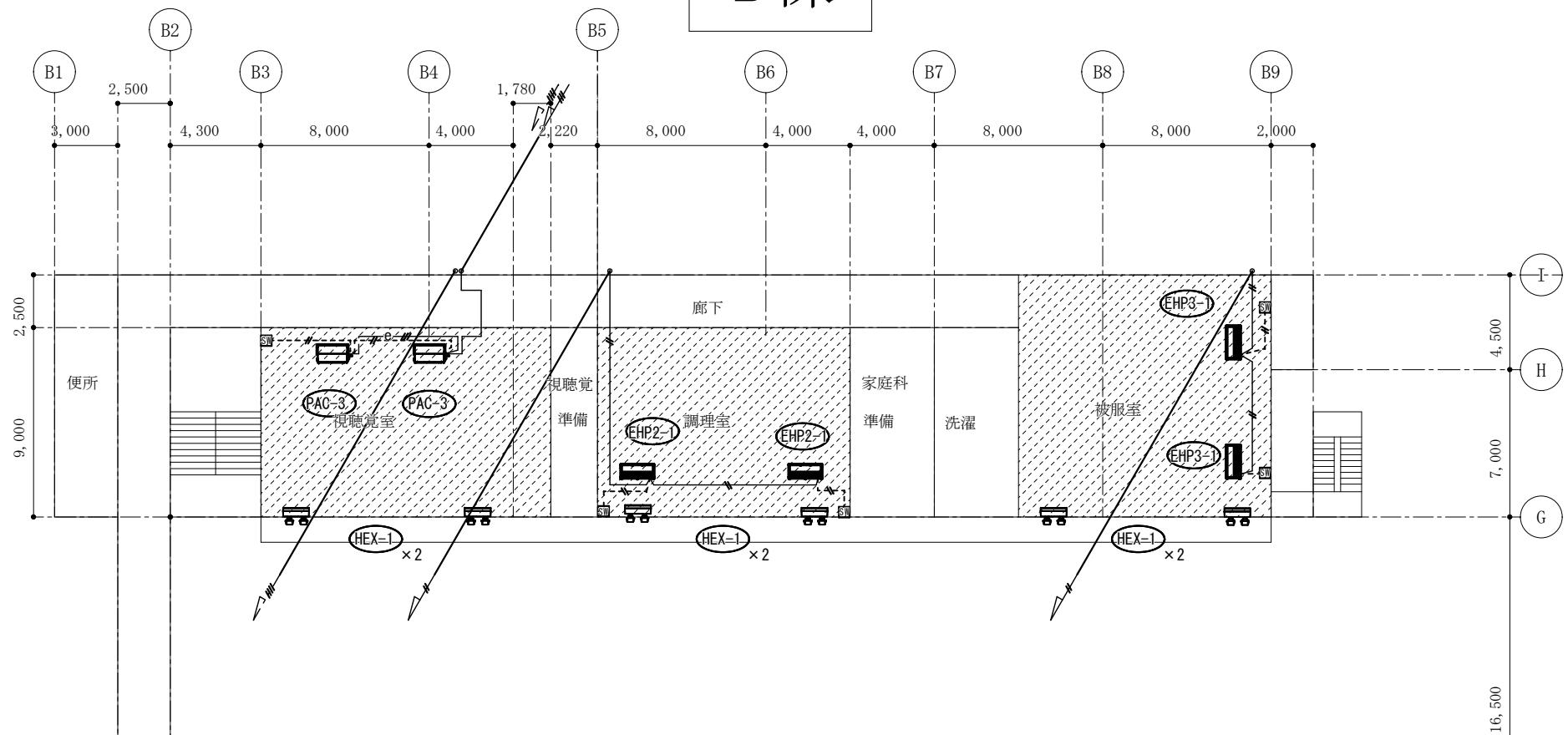
<u>(集中コントローラー系統)</u> -----#-----	EM-CEE-S1.25□-2C (G16)	連絡配線
<u>(PAC・AC系統)</u> ---#---e---	EM-CEE-S1-S.25□-3C EM-EEF2.0-3C+E1.6 冷媒共巻	連絡配線 屋内機電源線
<u>(EHP系統)</u> #-----	EM-CEE-S1-S.25□-2C 冷媒共巻	連絡配線
<u>SW</u> -----	EM-CEE-S1.25□-2C (MM-A)	リモコン配線
□	集中コントローラー	
☒ PB	体育館 ブルボックス	

※制御線・電源線仕様は、選定メーカー基準に従う事。

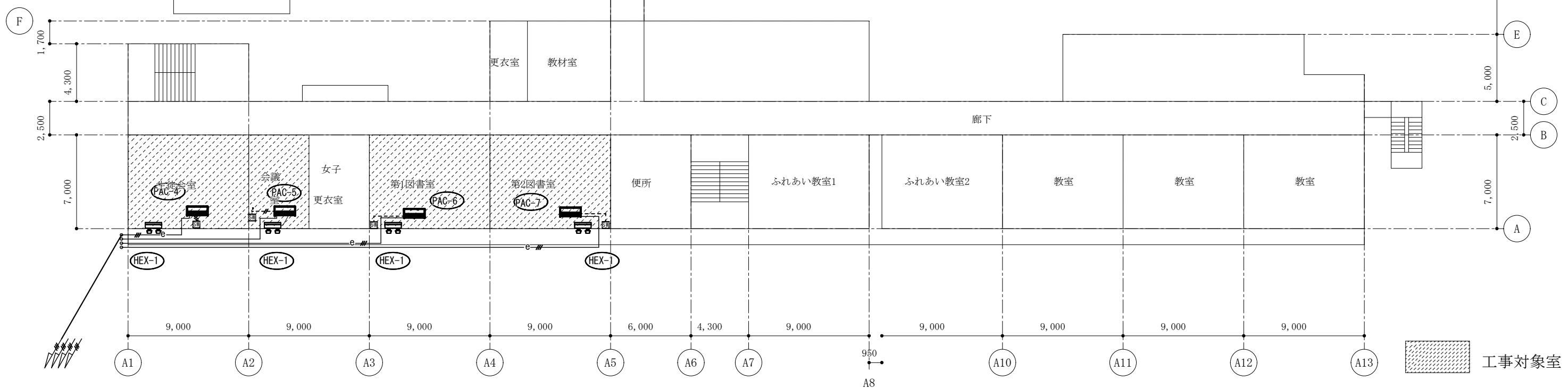


2階

B棟



A棟



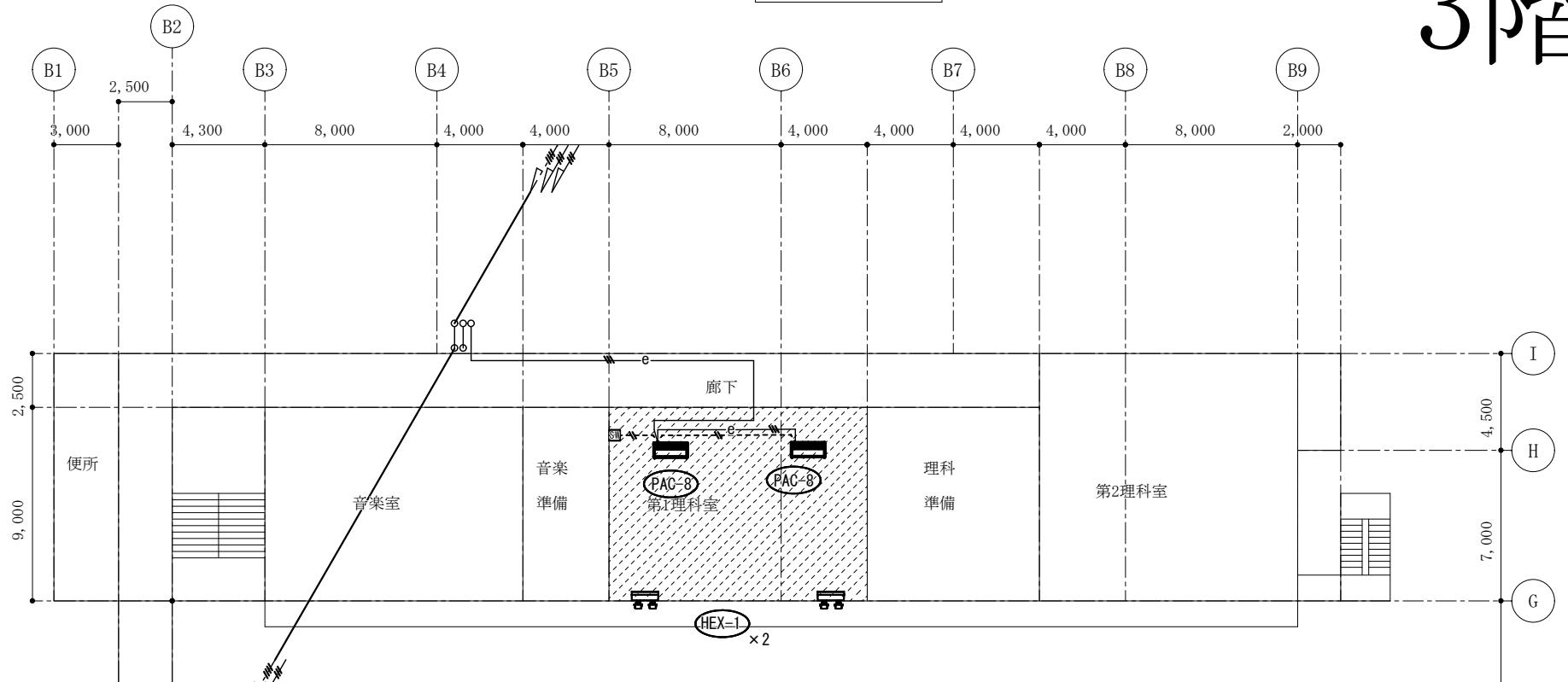
凡例

(集中コントローラ-系統)	EM-CEE-S1.25 [□] -2C (G16)	連絡配線
(PAC・AC系統)	EM-CEE-S1-S.25 [□] -3C EM-EEF2.0-3C+E1.6 冷媒共巻	連絡配線 屋内機電源線
(EHP系統)	EM-CEE-S1-S.25 [□] -2C 冷媒共巻	連絡配線
SW	EM-CEE-S1.25 [□] -2C (MM-A)	リモコン配線
□	集中コントローラー	
☒ PB	ブルボックス	

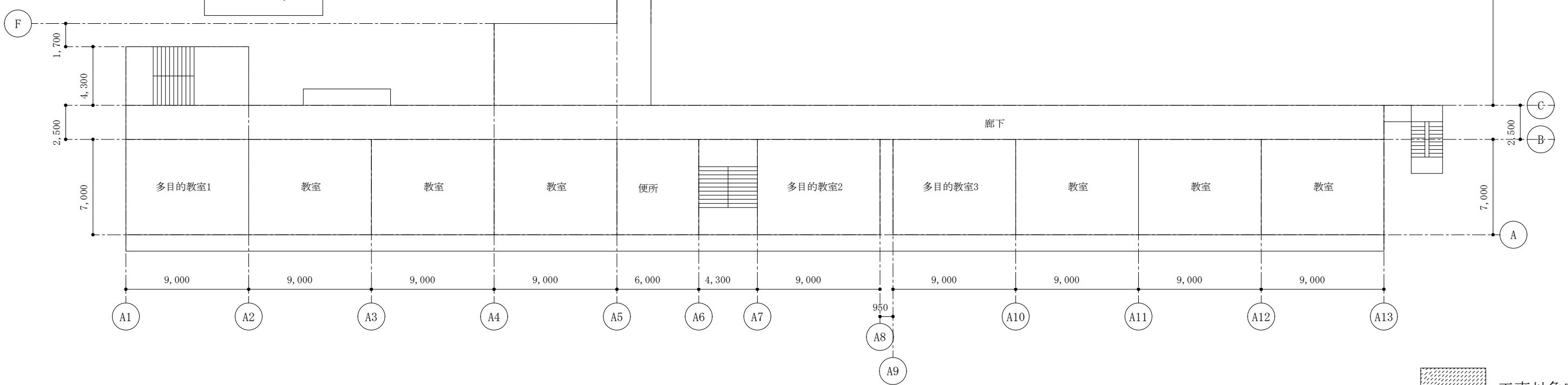
※制御線・電源線仕様は、選定メカ基準に従う事。

B棟

3階



A棟



B棟

R 隸

